

長野原町公共施設等総合管理計画 改訂版

平成 29 年 3 月

(令和 4 年 3 月)

長野原町

目次

1. はじめに	1
1.1. 計画策定の背景と目的	1
1.2. 計画改訂の趣旨	2
1.3. 対象範囲	2
1.4. 計画の位置づけ	4
1.5. 計画期間	4
2. 公共施設等の現況及び将来の見通し	5
2.1. 人口の現状と見通し	5
2.2. 財政の状況と見通し	6
(1) 歳入（普通会計）	6
(2) 歳出（普通会計）	7
2.3. 公共施設等の状況	8
(1) 公共施設の状況	8
(2) インフラ資産の状況	12
(3) 有形固定資産減価償却率	13
2.4. 公共施設等の将来の更新等費用の見通し	14
(1) 令和3年時点の将来の更新等費用と充当可能な財源見込み（自然体） ..	14
(2) 長寿命化等の対策を実施した場合の更新等費用（対策後）	16
2.5. 公共施設等を取り巻く課題	18
3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	19
3.1. 公共施設等マネジメントの基本原則	19
3.2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	20
(1) 点検・診断の実施方針	20
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	20
(3) 安全確保の実施方針	21
(4) 耐震化の実施方針	21
(5) 長寿命化の実施方針	21
(6) 統合や廃止の推進方針	21
(7) ユニバーサルデザイン化の実施方針	21
(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	22
4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	24
4.1. 公共施設	24
(1) 住民文化系施設	24
(2) スポーツ・レクリエーション系施設	25

(3) 学校教育系施設	26
(4) 子育て支援施設	27
(5) 保健・福祉施設	28
(6) 医療施設	29
(7) 行政系施設	30
(8) 公営住宅	31
(9) 供給処理施設	32
(10) その他	33
4.2. インフラ資産	34
(1) 道路、農道、林道、橋りょう	34
(2) 簡易水道	34
(3) 公共下水道、農業集落排水	34
(4) 公園	35
5. 推進体制	36
5.1. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方	36
(1) 全庁的な取組体制の構築	36
(2) 情報の一元管理	36
5.2. フォローアップの実施方針	37
(1) PDCA サイクルによる計画の推進	37
(2) 住民との情報共有	37
資料編	38
資料-1 将来の更新等費用の試算条件（策定時）	38
(1) 公共施設	38
(2) インフラ資産	39
資料-2 計画策定当初の将来の更新等費用と充当可能な財源見込み	45

1.はじめに

1.1. 計画策定の背景と目的

全国の地方公共団体では、1960年代から1970年代にかけて公共施設が集中的に整備され、その公共施設の建替えなどの更新時期を一斉に迎えようとしています。

また、少子高齢化の急速な進行に伴い扶助費等の社会保障関係費は増加傾向にあり、財政状況が年々厳しさを増している中で、今後は全国的に既存の公共施設等の更新に充当できる財源は減少傾向にあります。

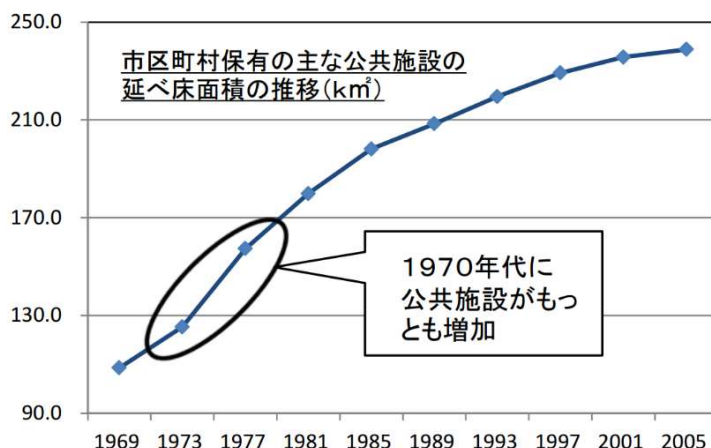
さらに、人口減少や少子高齢化等によって既存の公共施設に対する需要が変化していくことが予想されることも踏まえ、公共施設等の状況を把握するとともに、適正な供給量や配置を実現することが全国共通の課題となっています。

国では、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(2013年6月14日閣議決定)において、インフラの老朽化が急速に進行する中「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるとされ、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」(2013年6月14日閣議決定)に基づき、2013年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、2014年4月に地方公共団体に対し、「公共施設等総合管理計画」の策定要請を行いました。要請の中で、地方公共団体は庁舎・学校などの公共施設、道路・橋りょうなどのインフラ資産などすべての公共施設等を対象として、10年以上の長期的な視点に基づき、財政見通しと生涯費用に配慮した公共施設等総合管理計画を速やかに策定することが望ましいとされています。

本町でも、厳しい財政状況が続く中で公共施設等は老朽化が進んでおり、今後、維持・修繕の需要はますます増加するとともに、改修や建替需要の集中、増大に直面することが予想されます。さらに、人口減少や少子高齢化等によって、今後の公共施設等の利用需要が変化していく事が見込まれます。

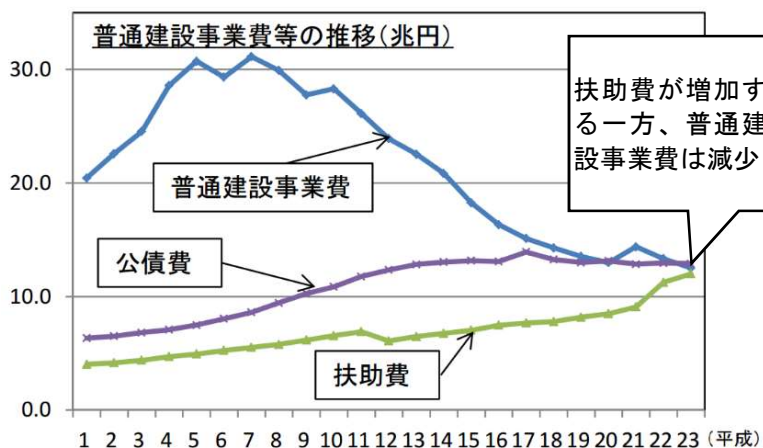
本計画は、公共施設等の全体を把握し、町の将来像も見据えながら戦略的に更新・見直し・長寿命化などを計画的に行うことにより公共施設等をコストと便益の最適な状態で保有、運営、維持するための全体的取り組みを推進し、時代に即したまちづくりを行っていくことを目的として策定するものです。

※生涯費用：企画・設計段階から建設、維持管理、廃棄にいたる過程で必要な経費の合計額のこと。



出典：地方財政状況調査（総務省）

図 1-1 地方公共団体の主な公共施設の延床面積の推移



出典：公共施設状況調査（総務省）

図 1-2 普通建設事業費等の推移

1.2. 計画改訂の趣旨

国では2018年2月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」、2021年1月には「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」を公表し、個別施設計画等を反映した総合管理計画の見直しを求めています。

このような状況を踏まえ、国からの要請に沿い、現在までの対策の効果など示し、更なる公共施設マネジメント推進に向けて、「長野原町公共施設等総合管理計画」（以下本計画）を改訂するものです。

1.3. 対象範囲

本計画の対象は町有財産のうち、公共施設（公共建築物を有する施設）及び、インフラ資産とします。

公共施設については、住民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、学校教育系施設などの10分類、インフラ資産については道路、橋りょうなどの8分類を対象として、現状等の把握や適正な施設管理の基本的な方針を検討します。

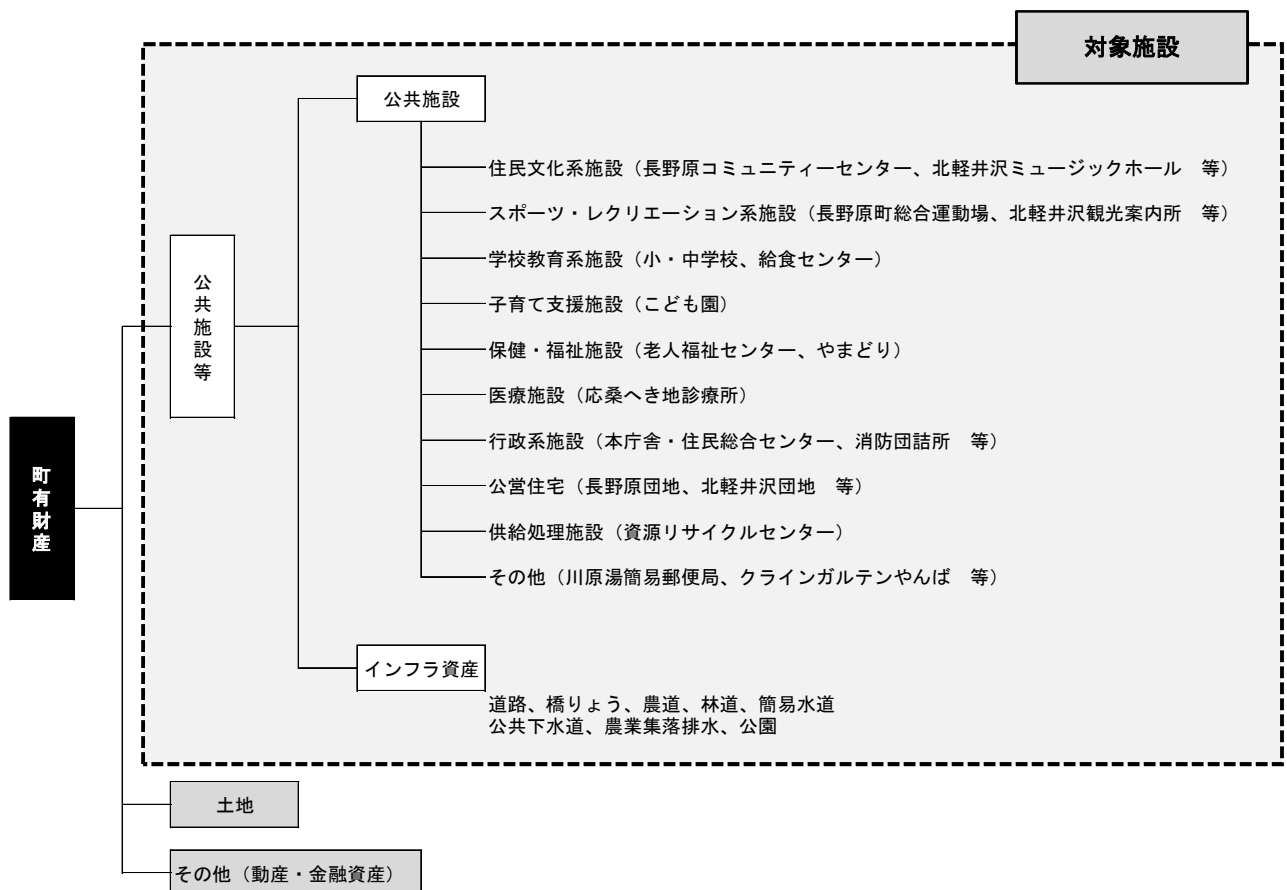


図 1-3 対象範囲

表 1-1 公共施設一覧

大分類	中分類	施設名
住民文化系施設	集会施設	川原畑コミュニティー消防センター、川原湯地区コミュニティー消防センター、横壁地区住民センター、林地区住民センター、長野原コミュニティーセンター、長野原区住民センター、大津地区多目的集会施設、羽根尾地区生活改善センター、与喜屋地区多目的集会施設、応桑地区多目的集会施設、北軽井沢住民センター
	文化施設	北軽井沢ミュージックホール、長野原町陶芸施設、やんば天明泥流ミュージアム、旧草軽電鉄北軽井沢駅舎、旧第一小学校保存移築校舎
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	長野原町総合運動場、町民広場、八ッ場屋内運動場、川原畑グラウンドゴルフ場
	レクリエーション施設・観光施設	町営浅間園、八ッ場ふるさと館、旧草軽電鉄及び大学村資料展示館（北軽井沢ふるさと館）、北軽井沢観光案内所、浅間牧場売店、長野原地区振興施設、川原畑地域振興施設、横壁地域振興施設、川原湯地域振興施設
学校教育系施設	学校	中央小学校、応桑小学校、北軽井沢小学校、東中学校、西中学校
	その他教育施設	学校給食センター
子育て支援施設	こども園	応桑こども園、中央こども園
保健・福祉施設	高齢福祉施設	老人福祉センター
	障害者福祉施設	やまどり
医療施設	医療施設	応桑へき地診療所
行政系施設	庁舎等	本庁舎・住民総合センター
	その他行政系施設	林消防団詰所、長野原消防団詰所、大津消防団詰所、羽根尾消防団詰所、与喜屋消防車庫、応桑消防団詰所、北軽井沢消防団詰所
公営住宅	公営住宅	坪井団地 A・B、寺久保団地 1・2 号、羽根尾団地 11・12 号、応桑団地 21 号棟、北軽井沢団地 31 号棟、北軽井沢 32 号棟、長野原団地、応桑団地 22 号棟、横壁団地、林住宅 A・B 棟、川原湯団地、一本松団地、上湯原団地、川原畑団地、新田住宅 A、新田住宅 B、林中原住宅
供給処理施設	供給処理施設	資源リサイクルセンター
その他	駐車場	長野原草津口駅前駐車場、長野原草津口駅第 2 駐車場、川原湯大沢駐車場、川原湯打越沢駐車場、川原湯温泉駅西駐車場
	その他	旧法務局書庫、町有車庫、クライנגアルテンやんば、シルバーコミュニティプラザセンター、ふれあい広場、与喜屋建設機械車庫、西吾妻職業訓練校、北軽井沢建設機械車庫、川原湯簡易郵便局、林地区園芸施設、長野原地区園芸施設、横壁地区農業経営近代化施設、林地区農業経営近代化施設、八ッ場ふるさと工房、文化財倉庫、旧与喜屋職員住宅、旧文化財事務所、旧応桑こども館

1.4. 計画の位置づけ

平成 25 年 11 月に策定された国の「インフラ長寿命化基本計画」は、あらゆるインフラを対象に、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するための計画です。

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」や町の「総合計画」を踏まえて策定するもので、本町の今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針を示すものであり、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める個別施設計画の指針となるものです。

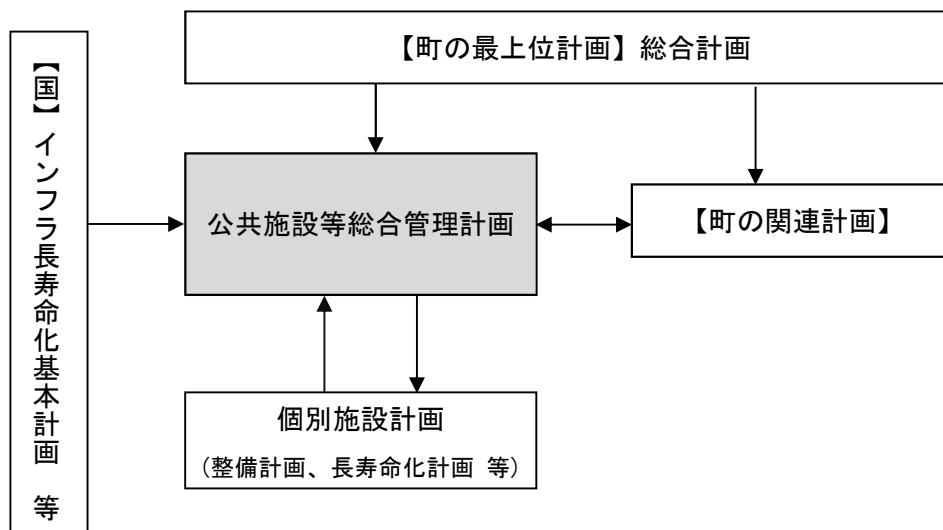


図 1-4 計画の位置づけ

1.5. 計画期間

本計画の計画期間は、中長期的な視点が不可欠であるため、平成 29 年度から令和 38 年度までの 40 年間を計画期間とします。

なお、概ね 10 年ごとに見直すことを基本とし、今後の上位計画などの見直しや社会情勢の変化などの状況に応じて、適宜見直しを行います。

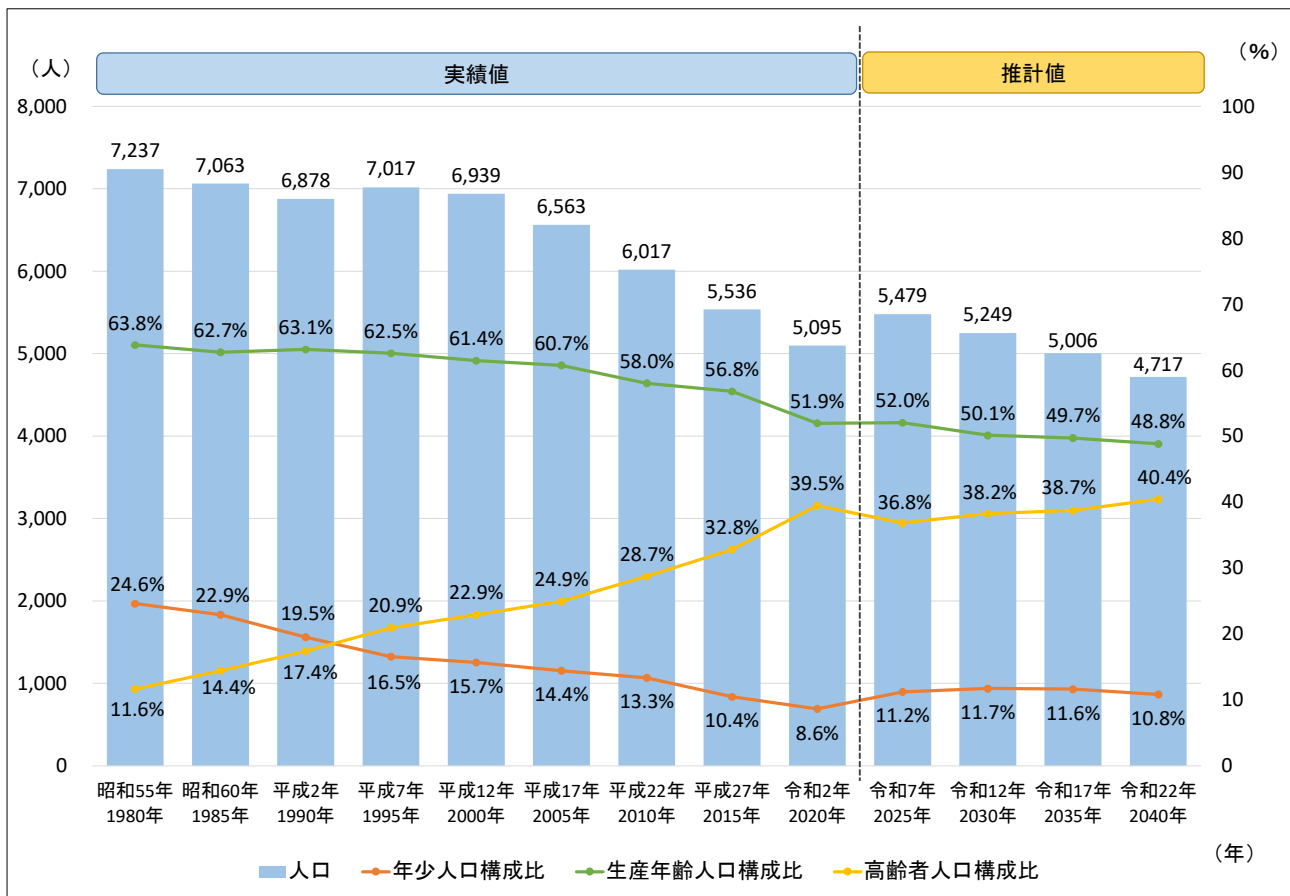
計画期間 40 年
(平成 29 年度から令和 38 年度まで)

2. 公共施設等の現況及び将来の見通し

2.1. 人口の現状と見通し

本町の総人口は昭和 30 年から昭和 50 年までは減少傾向が続き、昭和 50 年から平成 12 年にかけては 7,000 人前後で推移する横ばい傾向でした。その後、減少傾向が本格化し、平成 27 年には 6,000 人を下回り、令和 2 年は 5,095 人となっています。長野原町人口ビジョンの推計によると、令和 22 年には 4,717 人まで減少する見通しです。

年齢 3 区分別の人口構成比をみると、令和 2 年の高齢者人口構成比は 39.5% となっていますが、今後、高齢化の進行により、令和 22 年には 40.4% まで増加する見通しです。



出典：実績値は総務省「国勢調査」、推計値は長野原町「長野原町人口ビジョン」

※年少人口：15歳未満の人口、生産年齢人口：15歳以上65歳未満の人口、高齢者人口：65歳以上の人口。

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

図 2-1 総人口と年齢 3 区分別人口構成比の推移と見通し

2.2. 財政の状況と見通し

(1) 歳入（普通会計）

本町の歳入（普通会計）の状況をみると、ダム関連生活再建事業により、近年財政規模は増大してきましたが、地方税は10億円前後で推移しており、歳入総額の多くを地方交付税等の依存財源が占めています。

今後は、ダム関連生活再建事業の完了により、投資的経費分の歳入が減少することや生産年齢人口の減少に伴う地方税への影響などにより、自主財源を確保することが必要になると考えられます。

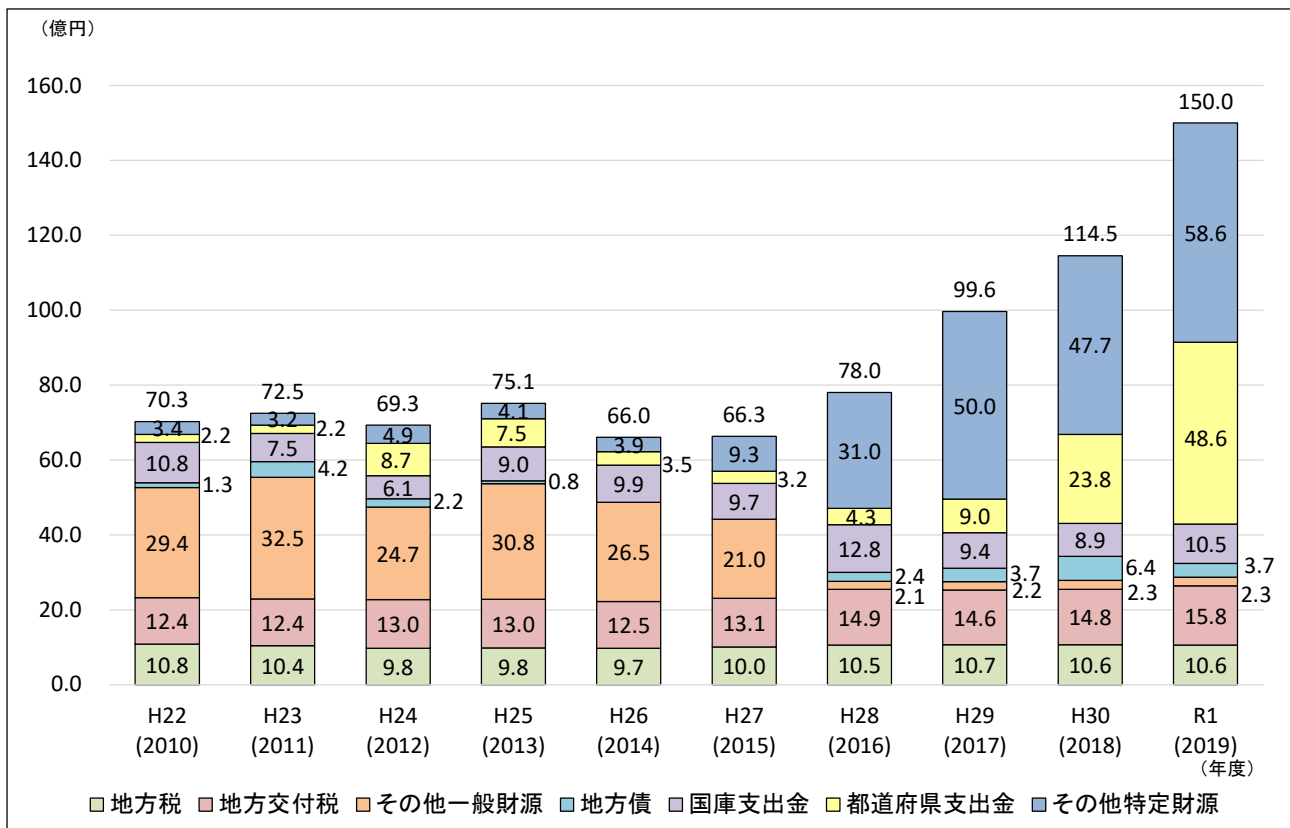


図 2-2 歳入（普通会計）の推移

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

※一般財源：いかなる経費についても使用できる収入。地方税、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金。

※地方税：市町村が収入する税の総称。住民税（個人、法人）、固定資産税、軽自動車税等。

※地方交付税：国と地方の財源調整と地域間の財源の偏りを調整するため、国が地方へ交付する交付金。

※特定財源：一定の用途にのみ使用できる収入。国庫支出金、都道府県支出金、地方債等。

※国庫支出金：国から市町村へ交付される補助金等の総称。

※都道府県支出金：市町村が行う事業に対して都道府県から交付され、使い道が決められている支出金。

※地方債：市町村が1会計年度を超えて行う借入れ。

(2) 歳出（普通会計）

歳出（普通会計）の推移をみると、役場庁舎の整備事業及びダム関連生活再建事業等の影響により、近年投資的経費が増大しています。

義務的経費のうち扶助費は増加傾向にあり、今後も少子高齢化の進行による高齢者の増加の予測に伴い、さらなる扶助費の増加が見込まれます。

また、下水道処理施設などの維持管理に要する経費も増加の傾向となっているため、厳しい財政運営となることが懸念されます。

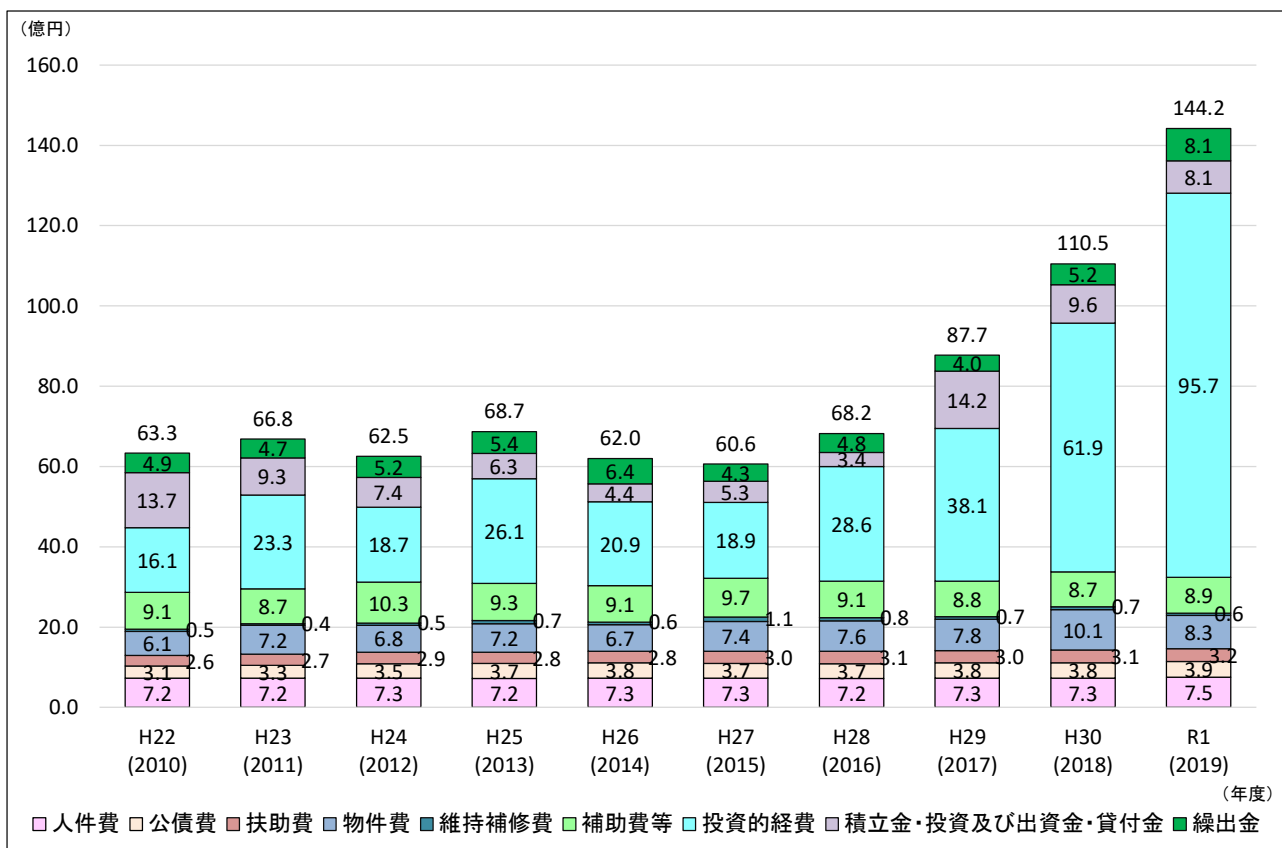


図 2-3 歳出（普通会計）の推移

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

※人件費：職員給、地方公務員共済組合等負担金、退職金、委員等報酬、議員報酬手当等。

※公債費：地方公共団体が借り入れた地方債（借金）の元金と利子の償還（返済）金及び一時借入金の利子の合算額。

※扶助費：社会保障制度の一環として、生活保護法などの各種法令に基づいて支払われる経費、及び地方公共団体が単独で行っている住民福祉に要する経費。

※物件費：消耗品などの物品購入費や、光熱水費、委託などに要する経費。

※維持補修費：公共施設等の維持に要する経費。

※補助費等：法適用企業に対する負担金、さまざまな団体等への補助金、報償費、寄附金等の補助費等。

※投資的経費：公共施設等の新增設等の建設事業に要する経費。

※繰出金：普通会計から特別会計等に対して支払う経費であり、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療（老人保健医療）等に対する普通会計の負担金。

※義務的経費：人件費、扶助費、公債費など、性質上容易に削減することができない経費。

2.3. 公共施設等の状況

(1) 公共施設の状況

①施設の保有状況

本町の公共施設の保有量は89施設であり、延床面積は約7.9万㎡となっています。延床面積の内訳をみると、学校教育系施設が最も多く全体の約34%を占めています。次いで、スポーツ・レクリエーション系施設（約22%）、公営住宅（約16%）が多くなっています。

表 2-1 公共施設の施設数と施設規模

施設分類	策定時 (H28)				改定時 (R3)			
	施設		延床面積		施設		延床面積	
	(施設数)	(%)	(㎡)	(%)	(施設数)	(%)	(㎡)	(%)
住民文化系施設	15	18.1	5,100	7.1	16	18.0	5,100	6.5
スポーツ・レクリエーション系施設	11	13.3	9,081	12.6	13	14.6	17,175	21.7
学校教育系施設	7	8.4	31,061	43.0	6	6.7	26,601	33.7
子育て支援施設	4	4.8	3,001	4.2	2	2.2	2,080	2.6
保健・福祉施設	2	2.4	1,246	1.7	2	2.2	1,102	1.4
医療施設	1	1.2	338	0.5	1	1.1	338	0.4
行政系施設	8	9.6	1,703	2.4	8	9.0	4,434	5.6
公営住宅	16	19.3	12,467	17.3	17	19.1	12,688	16.1
供給処理施設	1	1.2	2,792	3.9	1	1.1	2,792	3.5
その他	18	21.7	5,467	7.6	23	25.8	6,669	8.4
合計	83	100.0	72,256	100.0	89	100.0	78,979	100.0

令和3年度調査時点

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

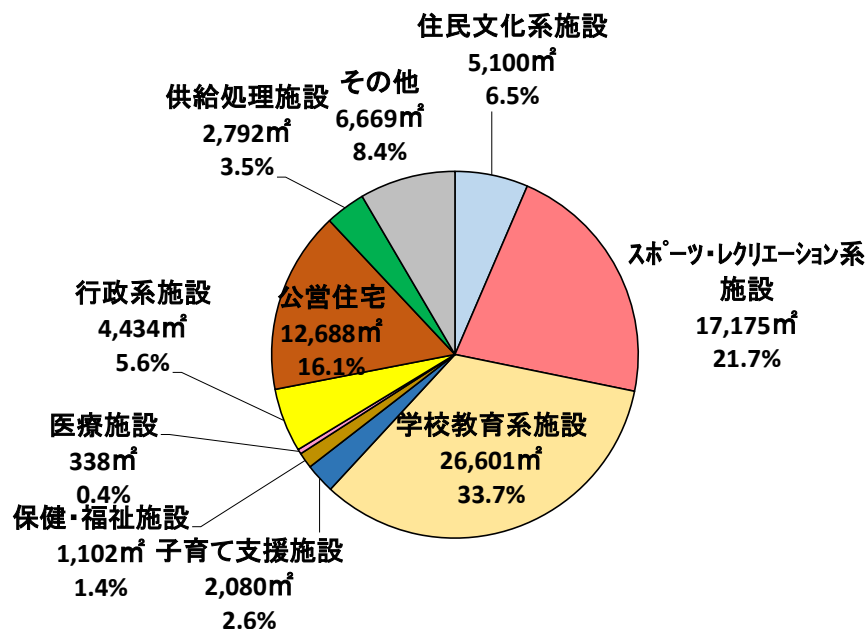


図 2-4 公共施設の施設分類別延床面積

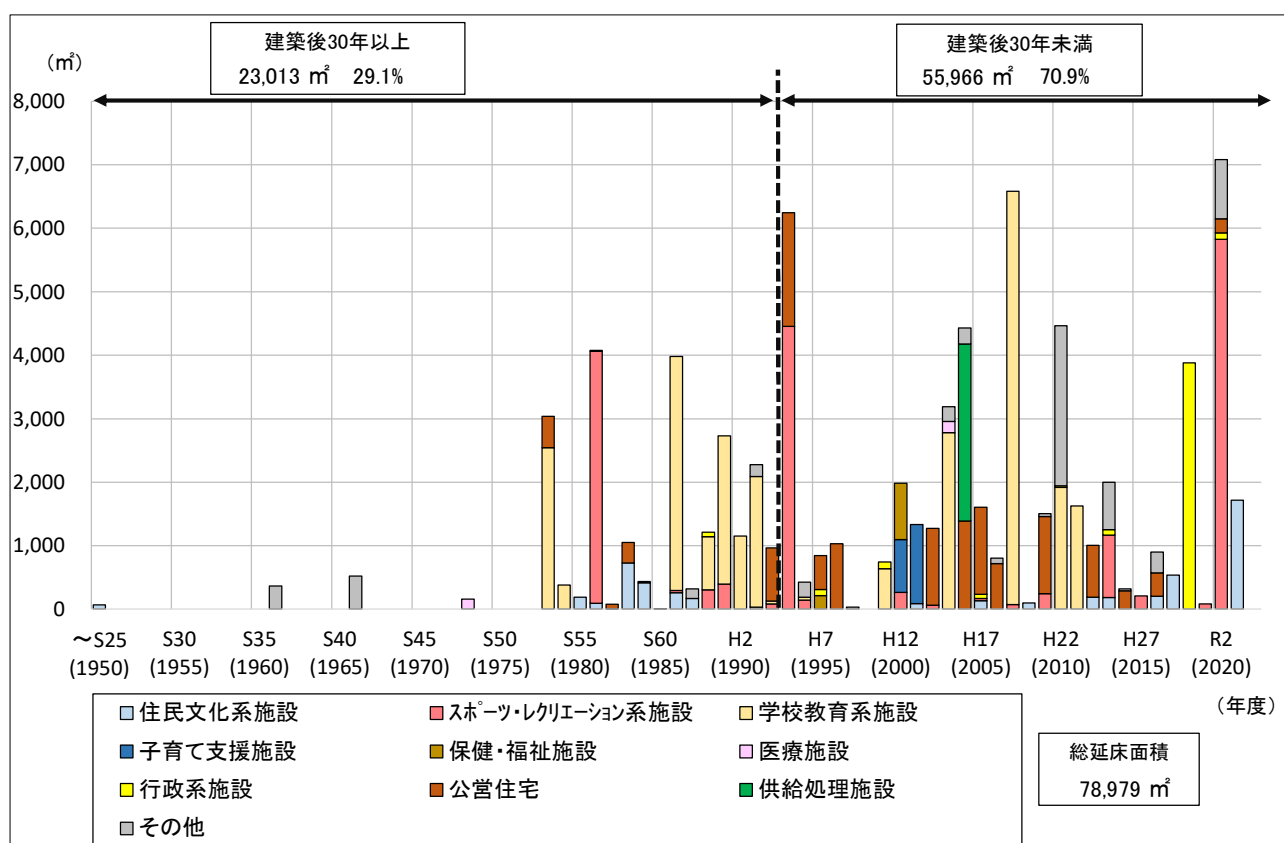
②老朽化の状況

本町では、これまで住民需要などに対応するために、学校、集会施設、公営住宅、スポーツ施設などの様々な公共施設の整備を進めてきました。

建築後30年未満の施設が約71%と多くを占めています。

一般的に建築後30年程度で大規模改修、60年程度で更新（建替え）が必要とされており、今後、これらの公共施設の更新等が集中することが見込まれます。

これまでも、更新（建替え）や大規模改修を実施してきましたが、今後も老朽化対策を講じていく必要があります。



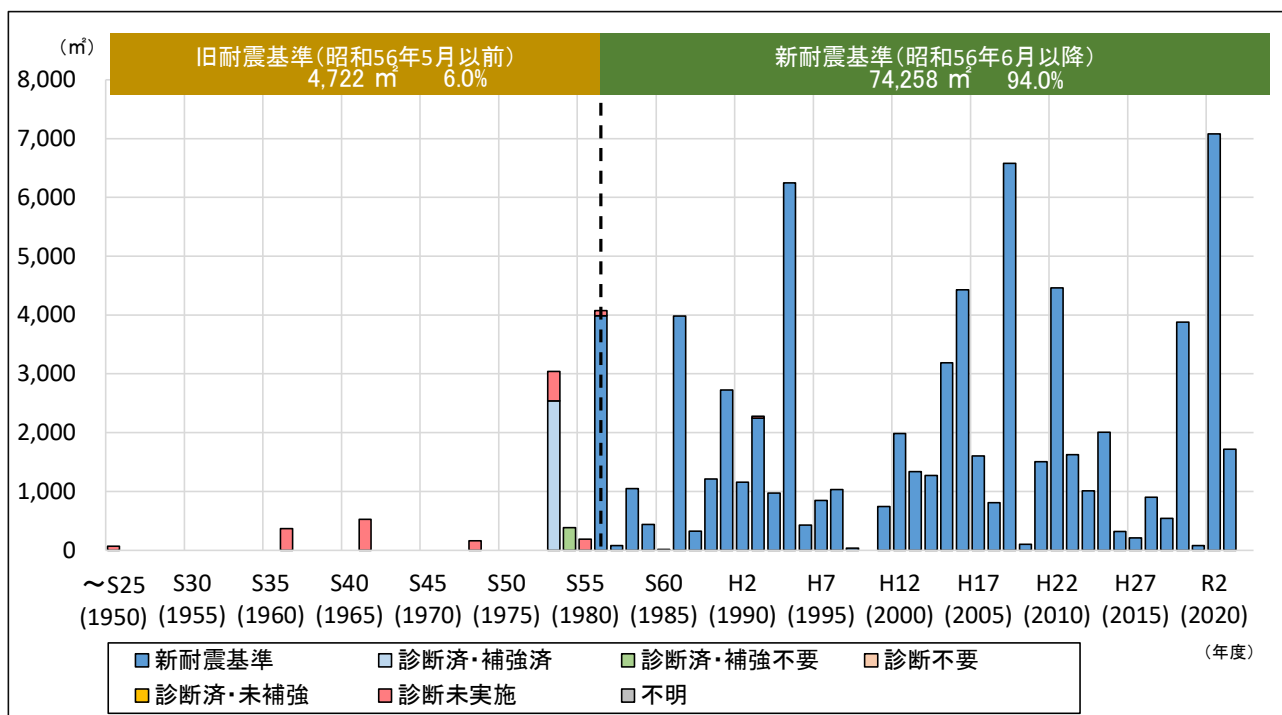
※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

図 2-5 公共施設の建築年度別延床面積

③耐震化の状況

新耐震基準の公共施設の延床面積は全体の約 94%を占めています。また、旧耐震基準は全体の約 6%を占めています。

耐震化の状況を施設分類別にみると、医療施設では診断未実施の割合が多くを占めています。

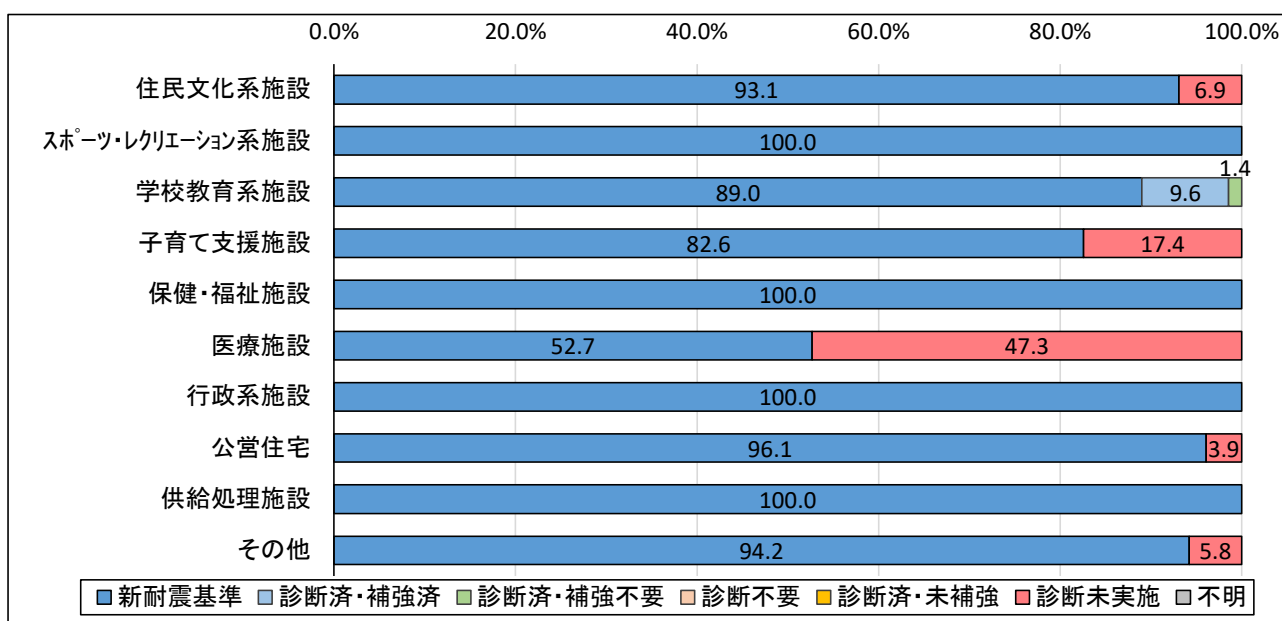


※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

※旧耐震基準：建築物の設計において適用される地震（中規模地震：震度 5 程度）に耐えることのできる構造の基準で、昭和 56 年 5 月 31 日までの建築確認において適用されていた基準。

※新耐震基準：建築物の設計において適用される地震（大規模地震：震度 6 強以上）に耐えることのできる構造の基準で、昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築確認において適用されている基準。

図 2-6 公共施設の耐震化状況（延床面積ベース）



※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

図 2-7 施設分類別の耐震化状況（延床面積ベース）

④本計画策定後の対策実績

本計画策定後（平成 29 年度以降）では、役場庁舎の建替えに伴い、住民総合センターとの複合化を行ったほか、地域振興施設や運動場などが新設された一方、第一小学校や長野原町山村開発センターなどが廃止されました。

表 2-2 対策実績（新設）

大分類	中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)
住民文化系施設	集会施設	長野原コミュニティーセンター	157.9	2017
		北軽井沢住民センター	382.2	2017
		林地区住民センター	204.5	2016
	文化施設	やんば天明泥流ミュージアム	1,716.1	2021
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	川原畑グラウンドゴルフ場	80.0	2019
	レクリエーション施設・観光施設	川原畑地域振興施設	1,737.1	2020
		横壁地域振興施設	1,405.8	2020
		八ッ場屋内運動場	2,678.2	2020
	川原湯地域振興施設	1564.7	2020	
行政系施設	庁舎等	役場庁舎・住民総合センター	3,882.6	2018
	その他行政系施設	長野原消防団詰所	102.3	2020
公営住宅	公営住宅	林中原住宅	221.1	2020
その他	その他	横壁地区農業経営近代化施設	177.7	2020
		林地区農業経営近代化施設	327.5	2016
		文化財倉庫	298.1	2020
		八ッ場ふるさと工房	459.4	2020

表 2-3 対策実績（廃止）

大分類	中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)
住民文化系施設	集会施設	北軽井沢研修センター	455.0	1975
	文化施設	長野原町山村開発センター	1,278.2	1978
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	長野原町総合運動場（審判部屋横便所）	3.8	1981
学校教育系施設	学校	第一小学校	4,557.5	2002
行政系施設	庁舎等	役場庁舎	1,198.4	1929
	その他行政系施設	長野原消防団詰所	54.7	不明
その他	その他	与喜屋職員住宅(9号、10号)	99.4	1961
		文化財倉庫	285.0	1965

(2) インフラ資産の状況

① インフラ資産の保有状況

インフラ資産は、生活や産業の基盤であり、安全な暮らしを支えるうえで必要不可欠な施設です。これまで多くの施設が整備されてきましたが、老朽化が進んでおり、順次更新の時期を迎えようとしています。

本町の主なインフラ資産の保有状況は以下のとおりです。

表 2-4 主なインフラ資産の保有状況

分類	種別	数量	
		策定時 (H28)	改定時 (R3)
道路	一級町道	27,485 m	28,722 m
		205,372 m ²	234,812 m ²
	二級町道	35,796 m	33,778 m
		206,812 m ²	199,393 m ²
	その他の町道	177,921 m	165,730 m
		715,627 m ²	666,806 m ²
計	241,203 m 1,127,810 m ²	228,230 m 1,101,011 m ²	
農道		1,425 m	1,425 m
		4,275 m ²	4,275 m ²
林道		32,362 m	32,362 m
		6,738 m ²	140,693 m ²
橋りょう		100 橋	98 橋
		1,631 m	1,764 m
		10,151 m ²	11,515 m ²
上水道	管路	72,872 m	※簡易水道へ統合
簡易水道	管路	29,889 m	243,420 m
	簡易水道施設	1 施設	1 施設
		183 m ²	183 m ²
特定環境保全 公共下水道	管路	46,556 m	51,878 m
	下水道施設	1 施設	1 施設
		1,038 m ²	1,038 m ²
農業集落排水	管路	60,000 m	59,933 m
	農業集落排水施設	3 施設	3 施設
		1,437 m ²	1,437 m ²
公園		※策定時点では対象外	8 施設

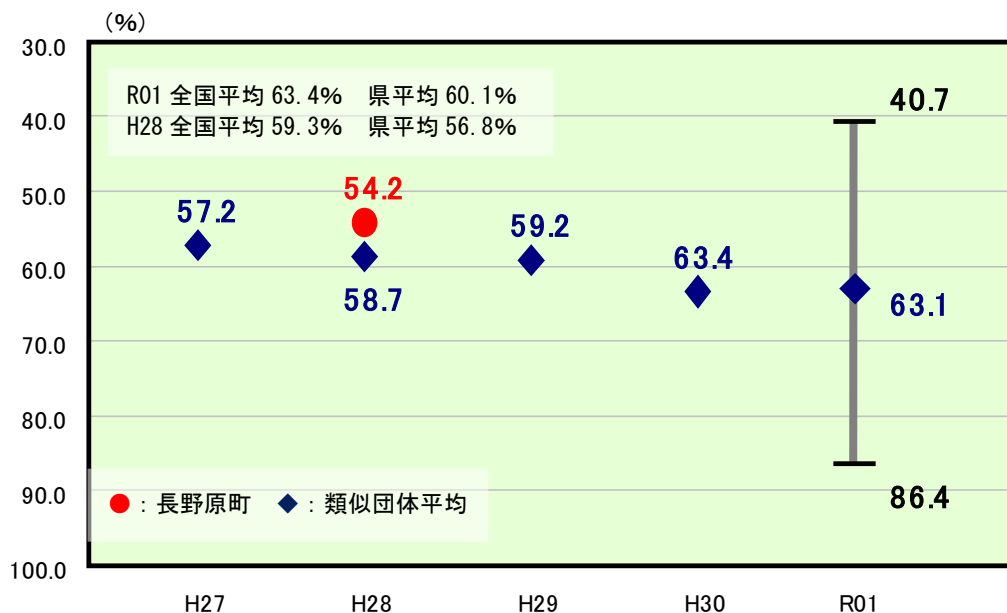
※林道の面積及び簡易水道の管路延長については、保有量を再整理し、策定時点と数量が大幅に異なります。

令和3年度調査時点

(3) 有形固定資産減価償却率

平成 28 年度の有形固定資産減価償却率は、八ッ場ダム建設に伴う、町所有施設等の整備を行っていることが影響していると思われ、類似団体平均、全国平均、群馬県平均に對しいずれも下回っています。

なお、平成 28 年度以降は、精査中ですが計画に基づき施設等の整備が行われたため比率が下がると考えられます。



出典：総務省「決算カード」

※類似団体：総務省は、市町村の態様を決定する要素のうち最もその度合いが強く、客観的に把握できる「人口」と「産業構造」に基づき、市町村を類型化している。類似団体別市町村財政指数表（令和元年）においては、長南町はⅡ－２類型に分類される。Ⅱ－２類型都市とは、二次産業と三次産業の合計が80%以上かつ三次産業が55%以上、人口が0.5万人～1万人未満の町村。

図 2-8 有形固定資産減価償却率の推移

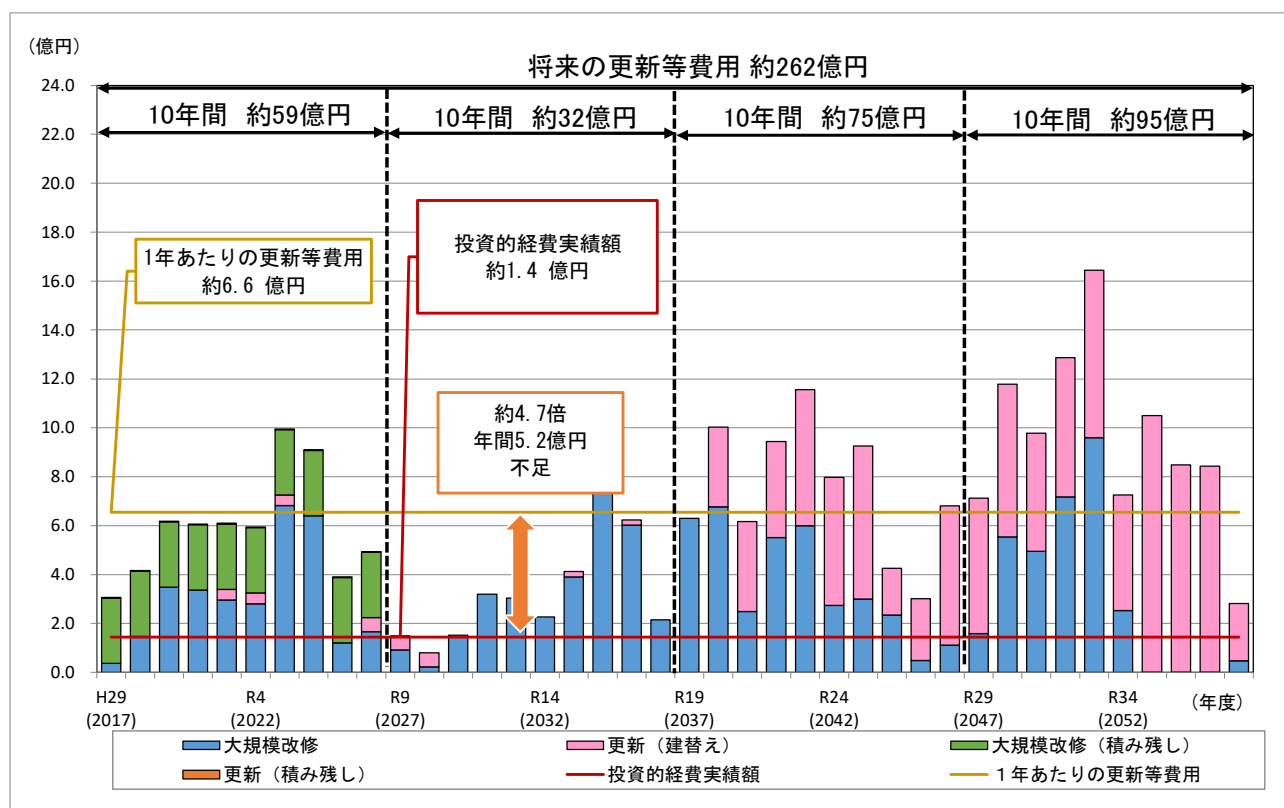
2.4. 公共施設等の将来の更新等費用の見通し

(1) 令和3年時点の将来の更新等費用と充当可能な財源見込み（自然体）

① 公共施設

現在の公共施設をそのまま維持した場合、平成29年度から令和38年度までの40年間に、公共施設の更新等にかかる費用の合計は約262億円と推計されます。年平均では更新等費用が約6.6億円/年で、投資的経費実績額が約1.4億円/年であることから、約5.2億円/年が不足すると推計されます。

令和19年ごろから更新（建替え）時期を迎え、令和19年度から令和28年度までの10年間では約75億円、令和29年度から令和38年度では約95億円と多額の更新等費用がかかる見込みです。



※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

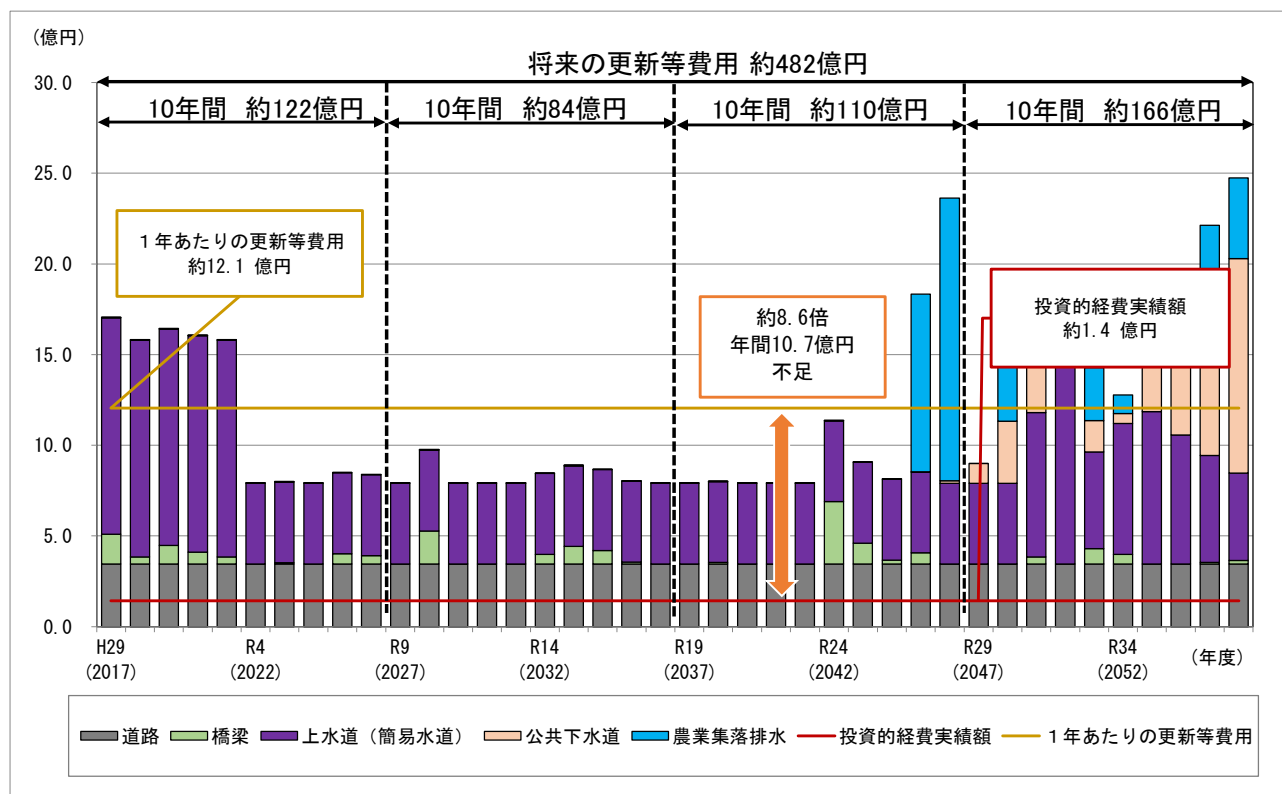
※「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修）により試算。

※投資的経費実績額：平成23年度から平成27年度の既存更新分の5ヵ年平均。

図 2-9 公共施設の将来の更新等費用の推計（自然体）

②インフラ資産

現在のインフラ資産をそのまま維持した場合、平成 29 年度から令和 38 年度までの 40 年間に、インフラ資産の更新等にかかる費用の合計は約 482 億円と推計されます。年平均では更新等費用が約 12.1 億円/年で、投資的経費実績額が約 1.4 億円/年であることから、約 10.7 億円/年が不足すると推計されます。



※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

※「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修）により試算。

※投資的経費実績額：平成 23 年度から平成 27 年度の既存更新分の 5 ヶ年平均。

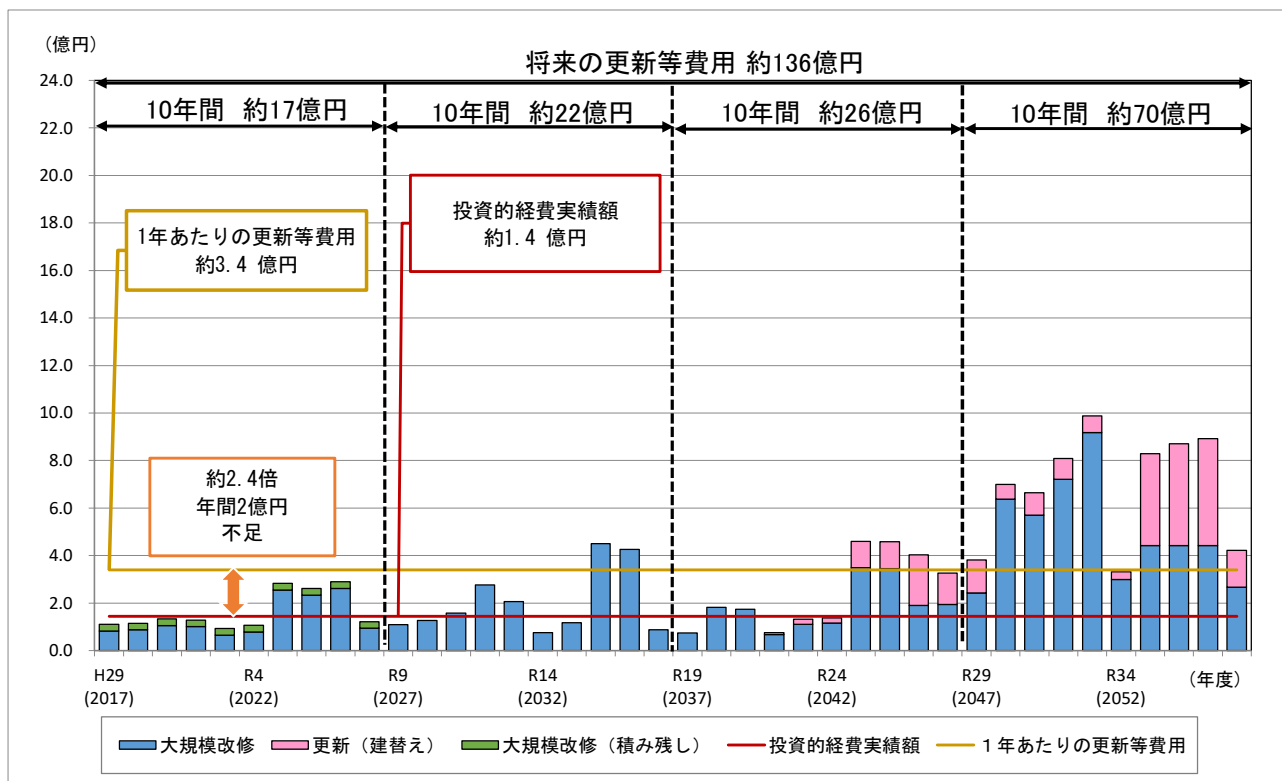
図 2-10 インフラ資産の将来の更新等費用の推計（自然体）

(2) 長寿命化等の対策を実施した場合の更新等費用（対策後）

① 公共施設

長寿命化等の対策を実施した場合、平成 29 年度から令和 38 年度までの 40 年間に、公共施設の更新等にかかる費用の合計は約 136 億円と推計されます。年平均では更新等費用が約 3.4 億円/年で、投資的経費実績額が約 1.4 億円/年であることから、約 2 億円/年が不足すると推計されます。

自然体の将来の更新等費用と比較すると、40 年間の合計で約 126 億円、1 年あたり約 3.1 億円の対策効果が見込まれます。



※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

※投資的経費実績額：平成 23 年度から平成 27 年度の既存更新分の 5 ヶ年平均。

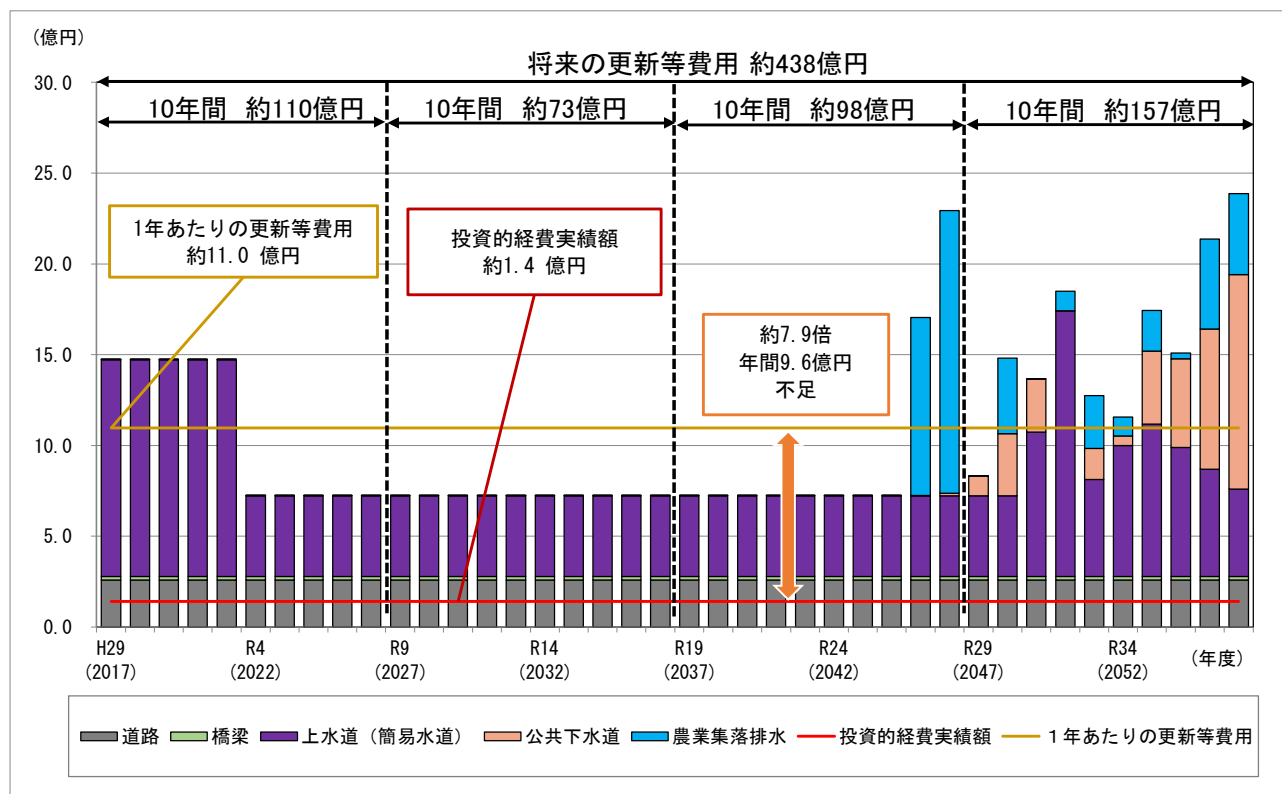
図 2-11 公共施設の将来の更新等費用の推計（対策後）

表 2-5 将来の更新等費用の比較（公共施設）

	今後 10 年間 (H29~R8)			今後 40 年間 (H29~R38)		
	自然体の更新等費用	対策後の更新等費用	対策の効果額	自然体の更新等費用	対策後の更新等費用	対策の効果額
公共施設	59 億円	17 億円	42 億円	262 億円	136 億円	126 億円

②インフラ資産

長寿命化等の対策を実施した場合、平成 29 年度から令和 38 年度までの 40 年間に、インフラ資産の更新等にかかる費用の合計は約 438 億円と推計されます。年平均では更新等費用が約 11.0 億円/年で、投資的経費実績額が約 1.4 億円/年であることから、約 9.6 億円/年が不足すると推計されます。



※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

※投資的経費実績額：平成 23 年度から平成 27 年度の既存更新分の 5 ヶ年平均。

図 2-12 インフラ資産の将来の更新等費用の推計 (対策後)

表 2-6 将来の更新等費用の比較 (インフラ資産)

	今後 10 年間 (H29~R8)			今後 40 年間 (H29~R38)		
	自然体の更新等費用	対策後の更新等費用	対策の効果額	自然体の更新等費用	対策後の更新等費用	対策の効果額
インフラ資産	122 億円	110 億円	12 億円	482 億円	438 億円	44 億円

2.5. 公共施設等を取り巻く課題

■人口等の今後の見通しからみた課題

需要の変化への対応が必要

本町の人口は、人口ビジョンの推計によると今後も大きく人口が減少していくことが見込まれる一方、高齢者人口の割合が増えていくと予測されています。

そのため、人口減少及び少子高齢化の進行による人口構造の変化を踏まえた公共施設のあり方や、新たな町民ニーズに対応した機能の維持・向上を検討する必要があります。

■財政状況からみた課題

厳しい財政状況への対応が必要

歳入の面では、ダム関連生活再建事業により、近年財政規模は増大してきましたが、歳入総額の多くを地方交付税等の依存財源が占めており、地方税は生産年齢人口の減少などにより収入の増加は期待できない状況となっています。

歳出の面では、役場庁舎の建替え等により、近年は公共施設等にかかる投資的経費が増大していますが、高齢化の進行に伴う扶助費の増加やダム関連生活再建事業の完了に伴う財政規模の縮小が見込まれ、財源の維持が困難となることが想定されます。

そのため、今後の厳しい財政状況を見据えて、施設の維持管理・運営にかかるコストの縮減や財源の確保を図る必要があります。

■施設の状況からみた課題

施設の老朽化への対応が必要

本町が保有している公共施設で、昭和50年代から平成の初めにかけて整備された施設は、老朽化が進行しつつあります。今後、施設の更新や改修が必要となる時期を順次迎え、施設の更新や改修には多額の費用を要することや、更新時期が集中することが想定されます。

そのため、施設の安全性や性能の確保と、更新や改修にかかる費用の抑制・平準化を図る必要があります。

3.公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

3.1. 公共施設等マネジメントの基本原則

■施設総量の適正化

今後とも安定した住民サービスの提供を維持すべく、将来的に必要となる施設の取捨選択を行い、施設総量の適正化を図ります。

上記「施設総量の適正化」にあたっては、原則新設を行わないことを前提に、町域全体及び地域別のニーズを把握する中で、現行施設の使用用途に限定せず、社会経済環境の変化や新たなニーズに対応した用途に変更するなど、組織横断的な視点で取り組むものとしします。

■生涯費用の把握と縮減

今後も継続保有する施設については、安全・快適性の確保などを図りつつ更新等費用を縮減し、住民サービスを安定的に提供する必要があります。

そのため、施設整備に要する費用であるイニシャルコストと、光熱水費や改修費等、維持管理・運営に要する費用を加えた生涯費用を適正に把握し、効率的な施設の維持管理・運営のもと計画的な保全措置を図ります。

■既存施設の長期利用

今後の施設の維持管理・更新にかかる費用負担の軽減を図るべく、施設の点検・診断等を実施するとともに、予防保全型の維持管理を図り、施設の長期利用の促進を図ります。

■インフラ資産の計画的な維持管理・更新

インフラ資産は、統合や廃止等による総量の縮減は難しく、必要性や効果などを考慮し、優先度に応じた計画的な維持管理・更新を図ります。

■時代潮流に基づいた施設整備

持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて、公共施設等においても省エネルギーや再生可能エネルギーの利用や、脱炭素化の推進など世界基準の開発目標を意識した取り組みを推進することで、持続可能なまちづくりと地域活性化を目指します。

3.2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断の実施方針

■計画的な点検・診断の実施

施設の特性に応じて、国・県の基準やマニュアル等を踏まえて、計画的に点検・診断を実施し、施設の劣化や損傷等の状況把握に努めます。

必要に応じて、職員等による目視により確認することが容易な部分に対する日常点検を実施します。

■メンテナンスサイクルの構築

点検・診断・修繕等の措置の履歴の情報を記録し、次期点検・診断等に活用するという「メンテナンスサイクル」を構築します。

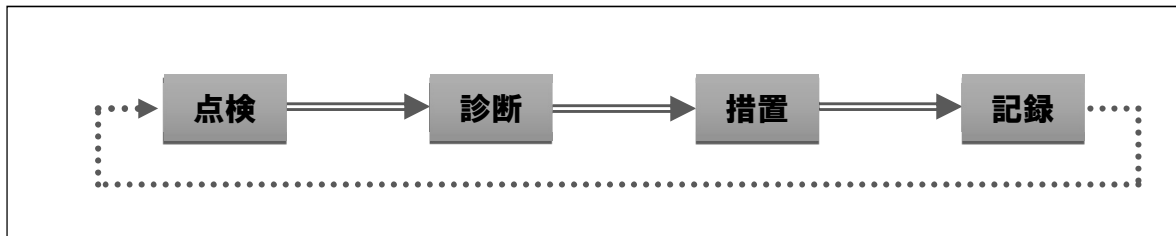


図 3-1 メンテナンスサイクルのイメージ

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

■予防保全型の維持管理

部位部材等の修繕周期や点検・診断結果等を踏まえ、適切な時期に修繕等を実施することにより、施設の機能低下や事故等を未然に防ぎ、良好で安全な状態の保持に努めます。

■計画的な更新等の実施

施設の劣化状況や利用状況等を総合的に勘案して、施設評価や優先度の設定等を行い、計画的に更新や改修等を行います。

■時代の要請や住民需要への対応

更新や改修等の際には、省エネルギー対策、耐震化、防災対策など、時代の要請や住民需要に対応するために、必要となる施設の機能向上に努めます。

■効率的・効果的な維持管理・運営

効率的・効果的な維持管理・運営を実現するために、施設の長寿命化、省エネルギー対策、民間活力の導入（指定管理者制度、包括的民間委託など）などに取り組み、トータルコストの縮減に努めます。

(3) 安全確保の実施方針

■劣化や損傷等への措置

点検・診断等で劣化や損傷等が確認された施設については、速やかに修繕・改修等の必要な措置を講じます。

■危険施設への措置

高度の危険性が確認された施設や、老朽化し今後とも利用見込みのない施設については、立入禁止措置などを行い、周辺環境への影響を考慮し、施設の除却等の対策を講じます。

(4) 耐震化の実施方針

■耐震化の推進

公共施設等は、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設やライフライン施設の機能確保の必要があるため、施設の重要性や耐震性能等を勘案し、計画的に耐震化を推進します。

(5) 長寿命化の実施方針

■長寿命化の推進

予防保全型の維持管理を実施することにより、施設の老朽化を最小限に留めながら公共施設等の長寿命化を図り、更新等費用の縮減及び平準化を目指します。

公共施設等の用途や類型ごとに、老朽化の程度や重要性等を考慮した優先度を踏まえて長寿命化計画を策定し、当該計画に基づき大規模修繕・改修を実施することで、長寿命化を推進します。

(6) 統合や廃止の推進方針

■施設総量の適正化

中長期的な視点をもって、町が施設を保有・管理する必要性、劣化状況、需要見込み等を総合的に勘案し、継続、更新、統合、廃止等を計画的に進め、総量の適正化を図ります。

(7) ユニバーサルデザイン化の実施方針

■ユニバーサルデザイン化の推進

障がい者、高齢者などが社会生活をしていくうえでの障壁となるものを取り除くためのバリアフリー化に加え、公共施設等を誰でも使いやすいもの向上させるため、ユニバーサルデザイン化を推進します。

利用者からのニーズや、影響する範囲なども総合的に勘案し、効果的と見込まれる場合は、単独による改修工事を検討し、速やかな対応に努めます。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

■職員の意識啓発や技術向上

公共施設等マネジメントの取組を推進するためには、職員一人一人がその意義を理解することが重要であることから、職員を対象とした研修会の開催等により、意識啓発や技術向上を図ります。

■補助制度等の活用

国・県の補助制度等を積極的に活用し、本町の財政負担の軽減を図ります。

■広域連携

広域的な課題への対応や公共施設の相互利用などを適切に行うために、国・県・近隣自治体との連携を図ります。

■民間事業者との連携

PPP/PFIの導入や、民間施設を利用した公共サービスの提供など、民間活力の効果的な活用に努めます。

※PPP：Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の略称。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。指定管理者制度も含まれる。

※PFI：Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

■住民との協働・連携

住民や地域団体等が施設の維持管理・運営に参加する方法について検討し、住民との協働・連携を推進します。

■受益者負担の適正化

施設の使用料や手数料等の受益者負担の適正化に向けた検討を行い、必要に応じて見直しを行います。

■施設等の有効活用による財源確保

未利用資産の売却・貸付、広告事業、ネーミングライツなど、施設等の有効活用による財源確保を図ります。

※ネーミングライツ：地方自治体が設置する施設等の名称に、企業名や商品名等の愛称を付与することができる権利（命名権）をいう。

■保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

未利用資源も経営資源であると認識し、得られる利益は町民に還元できるような活用方法を検討します。

定期借地権による貸付など、資産を保有しながら長期的かつ安定的に財源を確保でき

る方法を積極的に検討することとします。

■地方公会計（固定資産台帳）の活用

固定資産台帳を用いて、施設の老朽化の判断、管理運営経費の見直し、事業の縮小・廃止や改善策の検討、受益者負担の適正化の検証などの検討材料として活用することで、資産とマネジメントの一体的化を図ります。

4.施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

4.1. 公共施設

(1) 住民文化系施設

①概要

構成施設

中分類	主な施設
集会施設	川原畑コミュニティー消防センター、川原湯地区コミュニティー消防センター、横壁地区住民センター、林地区住民センター、長野原コミュニティーセンター、長野原区住民センター、大津地区多目的集会施設、羽根尾地区生活改善センター、与喜屋地区多目的集会施設、応桑地区多目的集会施設、北軽井沢住民センター
文化施設	北軽井沢ミュージックホール、長野原町陶芸施設、やんば天明泥流ミュージアム、旧草軽電鉄北軽井沢駅舎、旧第一小学校保存移築校舎

現状

- 集会施設は「川原畑コミュニティー消防センター」など 11 施設です。
- 文化施設は「北軽井沢ミュージックホール」など 5 施設です。
- 各地区の集会施設については、各地区で維持管理、運営を行っています。
- 「川原湯コミュニティー消防センター」「横壁地区住民センター」、「林地区住民センター」、「長野原コミュニティーセンター」、「北軽井沢住民センター」、「やんば天明泥流ミュージアム」は比較的新しい施設です。
- 「北軽井沢研修センター」は平成 29 年度に「北軽井沢住民センター」を新設移転したため、令和 3 年度に解体しました。
- コミュニティー消防センター、住民センター、多目的集会施設は、各地区が維持管理を行っており、要望があった場合、修繕や更新にかかる経費の一部を町が補助しています。



□■川原湯地区コミュニティー消防センター■□



□■北軽井沢ミュージックホール■□

②今後の方針

- ◇集会施設については、今後も地区主体の維持管理、運営を行っていきます。
- ◇「北軽井沢ミュージックホール」は、伝統のある施設であることから、施設の活用方法や修繕方法の検討を行います。
- ◇老朽化した施設については、施設の需要見込みや施設総量の適正化に留意し、今後のあり方を検討していきます。

(2) スポーツ・レクリエーション系施設

①概要

構成施設

中分類	主な施設
スポーツ施設	長野原町総合運動場、町民広場、八ッ場屋内運動場、川原畑グラウンドゴルフ場
レクリエーション施設・観光施設	町営浅間園、八ッ場ふるさと館、旧草軽電鉄及び大学村資料展示館（北軽井沢ふるさと館）、北軽井沢観光案内所、浅間牧場売店、長野原地区振興施設、川原畑地域振興施設、横壁地域振興施設、川原湯地域振興施設

現状

- スポーツ施設は「長野原町総合運動場」など4施設です。
- レクリエーション施設・観光施設は「浅間牧場売店」など9施設があります。
- 「八ッ場屋内運動場」、「川原畑グラウンドゴルフ場」、「八ッ場ふるさと館」、「長野原草津口駅地域振興施設」、「川原畑地域振興施設」、「横壁地域振興施設」、「川原湯地域振興施設」は、比較的新しい施設です。
- 「八ッ場屋内運動場」、「八ッ場ふるさと館」、「川原畑地域振興施設」、「横壁地域振興施設」、「川原湯地域振興施設」は、指定管理者により維持管理、運営されています。



□■長野原町総合運動場■□

②今後の方針

- ◇定期的な点検、修繕により、適切な維持管理に努めるとともに、長寿命化などによる施設の長期利用の検討を行います。
- ◇レクリエーション施設・観光施設については、サービスの向上などにより集客性の向上を図り、財源確保に努めます。
- ◇「八ッ場屋内運動場」、「八ッ場ふるさと館」、「川原畑地域振興施設」、「横壁地域振興施設」、「川原湯地域振興施設」は、指定管理者により、今後も実情にあった維持管理、運営を図ります。
- ◇「北軽井沢観光案内所」は老朽化が進行していることから廃止を検討していきます。



□■八ッ場ふるさと館■□

(3) 学校教育系施設

①概要

構成施設

中分類	主な施設
学校	中央小学校、応桑小学校、北軽井沢小学校、東中学校、西中学校
その他教育施設	学校給食センター

現状

- 学校は「中央小学校」などの小学校が3校、「東中学校」などの中学校が2校です。
- 「第一小学校」は令和3年度に廃校となりました。
- 「学校給食センター」は、各学校に給食を提供する施設です。
- 建築後30年以上を経過した施設があります。
- 学校及びその他教育施設とも、職員等により定期及び随時、点検を実施しています。
- 必要に応じて、夏季休業中に営繕工事を実施しています。
- 今後は少子化が予測されており、児童・生徒数の減少が懸念されます。



□■中央小学校■□



□■東中学校■□



□■学校給食センター■□

②今後の方針

- ◇「応桑小学校」と「北軽井沢小学校」については、統合を予定しており、令和6年度に両校共に廃止します。
- ◇「西中学校」は、「東中学校」への統合を予定しており、令和5年度に校舎を改修して、「応桑小学校」と「北軽井沢小学校」の移転先の施設として転用します。
- ◇学校については、職員等により定期及び随時に点検、修繕を行い、適切な維持管理に努めるとともに、新たなニーズに対応する機能の向上を図ります。
- ◇今後、少子化により、余剰教室が生じた場合は、余剰教室の活用やニーズに応じて施設量の適正化を検討します。

(4) 子育て支援施設

①概要

構成施設

中分類	主な施設
こども園	応桑こども園、中央こども園

現状

- こども園は「中央こども園」など2施設です。
- こども園については、幼保一体化を推進し、運営しています。
- 職員等により定期及び随時、点検を行い、必要に応じて適宜修繕を実施しています。
- 今後は少子化が予測されており、園児、利用者数の減少が懸念されます。



□■中央こども園■□

②今後の方針

- ◇職員等により定期及び随時に点検、修繕を行い、適切な維持管理を行っていきます。
- ◇各施設については、長寿命化などによる施設の長期利用の検討を行います。



□■応桑こども園■□

(5) 保健・福祉施設

①概要

構成施設

中分類	主な施設
高齢福祉施設	老人福祉センター
障害者福祉施設	やまどり

現状

- 「老人福祉センター」は、老人福祉の発展及び地域の振興を図り、もって住民福祉を向上させる役割を担った施設です。
- 「やまどり」は、障害者等に創作的活動若しくは生産活動機会の提供、社会との交流を促進させる役割を担った施設です。
- 「老人福祉センター」は指定管理者制度を活用し、長野原町社会福祉協議会に管理運営を委託しており、必要に応じて適宜修繕を実施しています。
- 「老人福祉センター」は、今後、高齢化が予測されていることから、需要が増加する見込みです。
- 「やまどり」は、指定管理者により維持管理、運営されています。



□■老人福祉センター■□



□■やまどり■□

②今後の方針

- ◇「老人福祉センター」については、バリアフリー化など機能向上に努めるとともに、長寿命化などによる施設の長期利用の検討を行います。
- ◇「やまどり」については、指定管理者により、今後も実情にあった維持管理、運営を図ります。

(6) 医療施設

①概要

構成施設

中分類	主な施設
医療施設	応桑へき地診療所

現状

- 「応桑へき地診療所」は、近隣に医療機関が整備されていない地域に設置されており、地域住民の方々に対して医療を確保するための役割を担った施設です。

②今後の方針

- ◇「応桑へき地診療所」については、今後とも施設の適正な維持管理に努めます。



□■応桑へき地診療所■□

(7) 行政系施設

①概要

構成施設

中分類	主な施設
庁舎等	本庁舎・住民総合センター
その他行政系施設	林消防団詰所、長野原消防団詰所、大津消防団詰所、羽根尾消防団詰所、与喜屋消防車庫、応桑消防団詰所、北軽井沢消防団詰所

現状

- 「本庁舎・住民総合センター」は、旧役場庁舎の老朽化に伴い、平成30年に新築しました。本町の行政サービスの拠点施設であり、役場庁舎、住民総合センターで構成されています。
- その他行政系施設は消防団詰所など7施設があります。
- 「本庁舎・住民総合センター」、「長野原消防団詰所」は、比較的新しい施設です。
- 「本庁舎・住民総合センター」は、職員及び施設維持受託業者による定期的な点検を実施し、必要に応じ、修繕を行っています。
- 消防団詰所は、各地区が維持管理を行っており、要望があった場合、修繕や更新にかかる経費の一部を町が補助しています。



□■役場庁舎■□

②今後の方針

- ◇「役本庁舎・住民総合センター」については、職員及び施設維持受託業者による適正な維持管理、運用に努めるとともに、長寿命化などによる施設の長期利用の検討を行います。
- ◇その他の施設については、消防団員による点検等により、実情にあった維持管理、運営を図ります。



□■長野原消防団詰所■□

(8) 公営住宅

①概要

構成施設

中分類	主な施設
公営住宅	坪井団地 A・B、寺久保団地 1・2 号、羽根尾団地 11・12 号、 応桑団地 21 号棟、北軽井沢団地 31 号棟、北軽井沢 32 号棟、長野原団地、 応桑団地 22 号棟、横壁団地、林住宅 A・B 棟、川原湯団地、一本松団地、 上湯原団地、川原畑団地、新田住宅 A、新田住宅 B、林中原住宅

現状

- 公営住宅は「川原畑団地」など 17 施設があります。
- 「寺久保団地 1・2 号」は、建築後 40 年以上を経過しており、老朽化が進行しています。
- 「一本松団地」、「上湯原団地」、「川原畑団地」、「林中原住宅」は比較的新しい施設です。
- 各公営住宅は消防設備等の設備は管理を委託し、その他の設備は職員が管理し、必要に応じて修理を行っています。
- 今後の人口減少などにより、空き家率が懸念されます。



□■上湯原団地■□

②今後の方針

- ◇老朽化が著しい施設については、安全性の確保のため廃止を検討します。
- ◇公営住宅については、「長野原町営住宅長寿命化計画」に基づき、職員、委託業者等により定期及び随時に点検、修繕を行い、適切な維持管理を行っていきます。
- ◇施設の老朽化状況、利用状況等に応じて、改修、更新、統廃合、民間活力の導入など、今後の施設のあり方について検討を行います。

(9) 供給処理施設

①概要

構成施設

中分類	主な施設
供給処理施設	資源リサイクルセンター

現状

- 「資源リサイクルセンター」は、酪農の糞尿の産業廃棄物を再利用し優良な堆肥として利用するための施設です。
- 「資源リサイクルセンター」は指定管理者が点検を行い、修繕等が必要な場合、町と協議して対応しています。



□■資源リサイクルセンター■□

②今後の方針

- ◇「資源リサイクルセンター」は、指定管理者により、実状にあった維持管理、運営を図ります。

(10) その他

①概要

構成施設

中分類	主な施設
駐車場	長野原草津口駅前駐車場、長野原草津口駅第 2 駐車場、川原湯大沢駐車場、川原湯打越沢駐車場、川原湯温泉駅西駐車場
その他	旧法務局書庫、町有車庫、クライנגアルテンやんば、シルバーコミュニティプラザセンター、ふれあい広場、与喜屋建設機械車庫、西吾妻職業訓練校、北軽井沢建設機械車庫、川原湯簡易郵便局、林地区園芸施設、長野原地区園芸施設、横壁地区農業経営近代化施設、林地区農業経営近代化施設、八ッ場ふるさと工房、文化財倉庫 旧与喜屋職員住宅、旧文化財事務所、旧応桑こども館

現状

- 駐車場に分類される施設は、「長野原草津口駅前駐車場」など 5 施設があります。
- その他に分類される施設は、「ふれあい広場」など 18 施設があります。
- 設置当初の目的以外で利用されている施設があります。
- 「旧法務局書庫」、「旧与喜屋職員住宅」、「旧文化財事務所」は、建築後 30 年以上を経過しています。
- 「クライングアルテンやんば」など比較的新しい施設があります。
- 耐震化が図られていない施設があります。

②今後の方針

- ◇比較的新しい施設については、日常的な点検等により、適正な維持管理に努め、施設の長期利用を図ります。
- ◇低未利用施設については、施設の設置目的、今後の利用見込み等を勘案し、統廃合、転用、貸付など、施設の有効活用を図ります。
- ◇老朽化が進行し、今後も大規模改修・建替えを想定していない施設については、計画的な取り壊しを検討していきます。

4.2. インフラ資産

(1) 道路、農道、林道、橋りょう

①概要

- 道路は延長計約 228km、農道は延長約 1km、林道は延長約 32km です。
- 橋りょうは 98 箇所、延長約 1,764m です。
- 道路、農道、林道は職員が定期的なパトロールを行い、修繕必要箇所を適宜修繕しています。
- 橋りょうは職員が調査点検し、小規模な修繕必要箇所は、適宜修繕を実施しています。

②今後の方針

- ◇「道路」、「農道」、「林道」については「長野原町舗装長寿命化計画」等の関連計画に基づき、優先順位を明確にし、予算の平準化を図るとともに、舗装の際には、合理的かつ経済的な材料を使用することで長寿命化を図ります。
- ◇「橋りょう」については「長野原町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、定期的な点検により、健全度を把握し、予防保全型の計画的な維持管理により、安全で円滑な交通の確保と、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。

(2) 簡易水道

①概要

- 簡易水道は、管路約 243km、簡易水道施設 1 施設を有しています。

②今後の方針

- ◇老朽度具合等に応じて、計画的に施設や管路の耐震化、更新等を進めます。
- ◇負担の公平性に留意しながら、事業環境に応じた適正な料金のあり方を検討していきます。

(3) 公共下水道、農業集落排水

①概要

- 公共下水道は、管路約 52km、下水道施設を 1 施設有しています。
- 農業集落排水は、管路約 60km、農業集落排水施設を 3 施設有しています。
- 委託業者が日常的に点検を実施し、必要に応じ、修繕を行っています。

②今後の方針

- ◇日常的な点検による適切な維持管理に努めます。
- ◇老朽度具合等に応じて、計画的に施設や管路の更新等を進めます。
- ◇負担の公平性に留意しながら、適正な利用料金のあり方を検討していきます。

(4) 公園

①概要

- 公園施設は、「八ッ場沢自然公園」、「温井沢桜公園」、「川原湯温泉駅前公園」、「八ッ場大橋公園」、「湯けむり広場」、「源泉公園」、「八ッ場林ふるさと公園」、「長野原さくら公園」、の8施設所有しています。
- 委託業者が日常的に点検を実施し、必要に応じ、修繕を行っています。

②今後の方針

- ◇日常的な点検による適切な維持管理に努めます。
- ◇老朽度具合等に応じて、計画的に維持・更新等を進めます。

5. 推進体制

5.1. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方

(1) 全庁的な取組体制の構築

- 公共施設等マネジメントに主体的に取り組む部署が中心となり、施設所管課などの関連部署と連携し、全庁的な取組体制を構築します。
- 全庁的な調整や合意形成を行う場としての庁内検討組織を設置します。

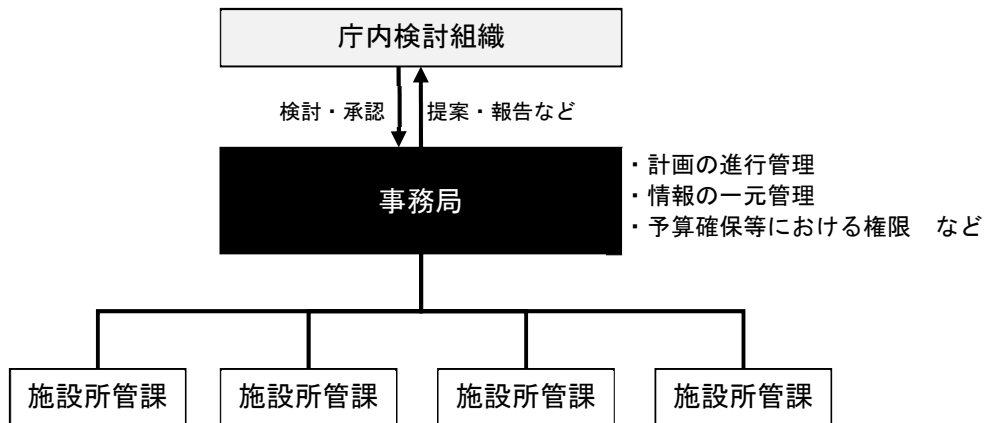


図 5-1 全庁的な取組体制のイメージ

(2) 情報の一元管理

- 施設ごとに施設所管課が把握している施設情報について、一元的に管理・共有化するために、施設情報のデータベース化を進め、施設情報を継続的に更新し、活用できる仕組みを構築します。

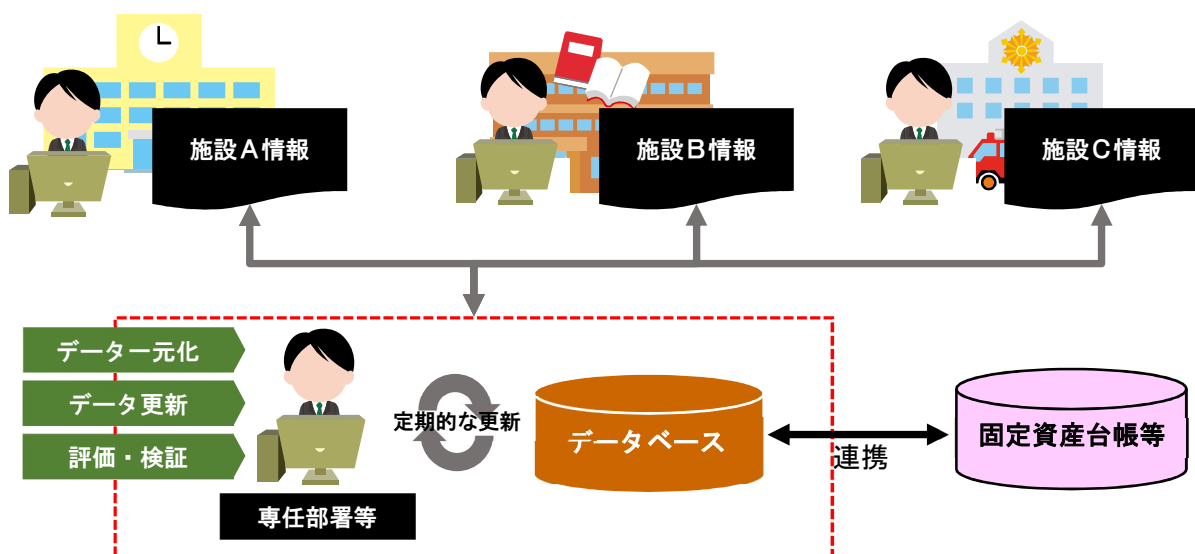


図 5-2 情報管理・共有のイメージ

5.2. フォローアップの実施方針

(1) PDCA サイクルによる計画の推進

○PDCA(計画・実施・評価・改善)サイクルにより、取り組みの進捗管理や改善を行い、本計画を着実に推進していきます。

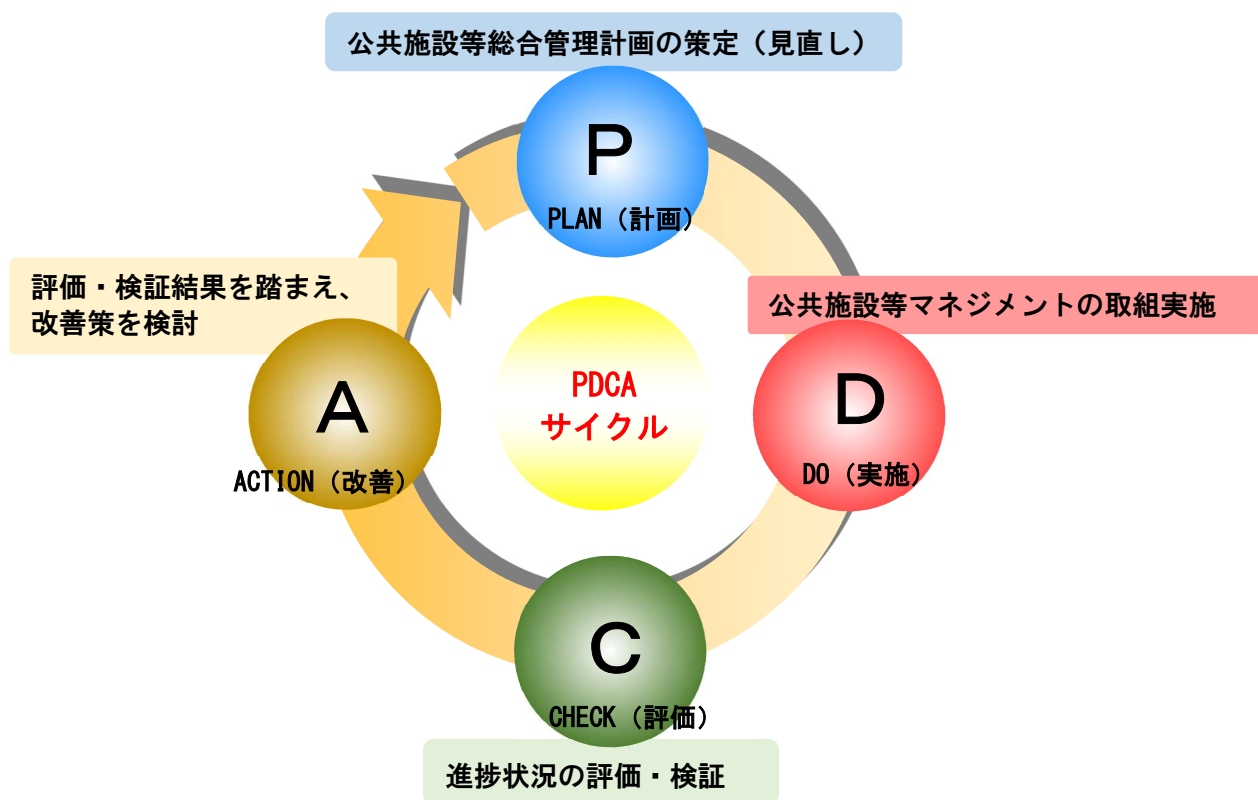


図 5-3 フォローアップの実施のイメージ

(2) 住民との情報共有

○計画を推進するためには、住民と情報や意識を共有することが重要であるため、取組状況等の情報公開に努めます。

資料編

資料-1 将来の更新等費用の試算条件（策定時）

（1）公共施設

公共施設の将来の更新等費用の試算は、多くの自治体で採用されている総務省提供の公共施設等更新費用試算ソフトを用いて算出します。

試算の基となる当町の投資的経費については、平成 23 年度から平成 27 年度の直近 5 ヶ年度の平均額を採用します。

また、ダム事業とそれ以外の事業を区別する必要があるため、通常分、ダム事業分、企業会計分の 3 つを合わせて採用します。

- ◆物価変動率、落札率等は考慮しない
- ◆公共施設の更新（建替え）、大規模改修は、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新する
- ◆建築後、30 年で大規模改修を実施（ただし、大規模改修の実績がある施設は除く）
- ◆建築後、60 年で更新（建替え）を実施
- ◆平成 27 年度時点で大規模改修実施年の 30 年を経過している施設は、積み残しとして平成 28 年度から 10 年間で処理（ただし、大規模改修の実績がある施設は除く）
- ◆更新（建替え）費用、大規模改修費用の単価は、「公共施設等更新費用試算ソフト」の値を採用

表 1 公共施設の更新等費用の単価

（単位：㎡あたり）

施設分類	大規模改修	更新（建替）
住民文化系施設	25 万円	40 万円
社会教育系施設	25 万円	40 万円
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円	36 万円
学校教育系施設	17 万円	33 万円
子育て支援施設	17 万円	33 万円
保健・福祉施設	20 万円	36 万円
医療施設	25 万円	40 万円
行政系施設	25 万円	40 万円
公営住宅	17 万円	28 万円
公園	17 万円	33 万円
供給処理施設	20 万円	36 万円
その他	20 万円	36 万円

出典：公共施設等更新費用試算ソフト 仕様書

表 2 公共施設の投資的経費

年度	既存更新分 （千円）	新規整備分 （千円）	用地取得分 （千円）	合計 （千円）
平成23年度（2011）	213,054	109,659	450,244	772,957
平成24年度（2012）	69,583	89,643	28,569	187,795
平成25年度（2013）	168,187	971,252	219,201	1,358,640
平成26年度（2014）	114,503	471,115	212,764	798,382
平成27年度（2015）	156,369	375,481	40,874	572,724
5ヶ年平均	144,339	403,430	190,330	738,100

(2) インフラ資産

インフラ資産の将来の更新等費用の試算は、多くの自治体で採用されている総務省提供の公共施設等更新費用試算ソフトを用いて算出します。

試算の基となる当町の投資的経費については、平成 23 年度から平成 27 年度の直近 5 カ年度の平均額を採用します。

また、ダム事業とそれ以外の事業を区別する必要があるため、通常分、ダム事業分、を合わせて採用します。

①道路

◆更新年数：15 年

※舗装の耐用年数の 10 年と舗装の一般的な供用寿命の 12～20 年の年数を踏まえて 15 年とする。

◆更新費用

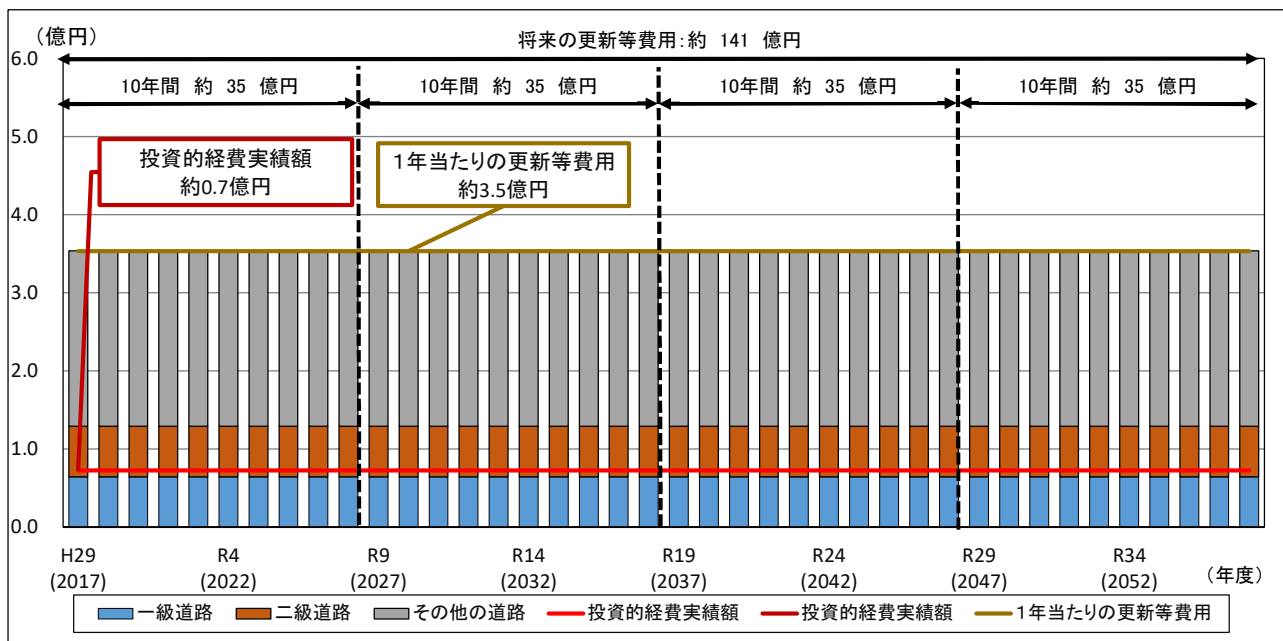
・全整備面積を 15 年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定

◆更新費用単価

・道路（一級、二級、その他）：4,700 円/m² 自転車歩行者道：2,700 円/m²

表 3 道路の投資的経費

年度	既存更新分 (千円)	新規整備分 (千円)	用地取得分 (千円)	合計 (千円)
平成23年度 (2011)	59,300	450,890	174,631	684,821
平成24年度 (2012)	58,118	437,263	182,003	677,384
平成25年度 (2013)	35,492	762,555	126,025	924,072
平成26年度 (2014)	130,052	998,671	47,729	1,176,452
平成27年度 (2015)	80,752	889,467	77,978	1,048,197
5ヶ年平均	72,743	707,769	121,673	902,185



※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

図 1 道路の将来の更新等費用

②橋りょう

◆耐用年数：60年

◆更新費用単価

・RC橋、PC橋、石橋、木橋：413千円/m² 鋼橋：500千円/m²

※「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用。

◆建築年度が不明の橋りょう

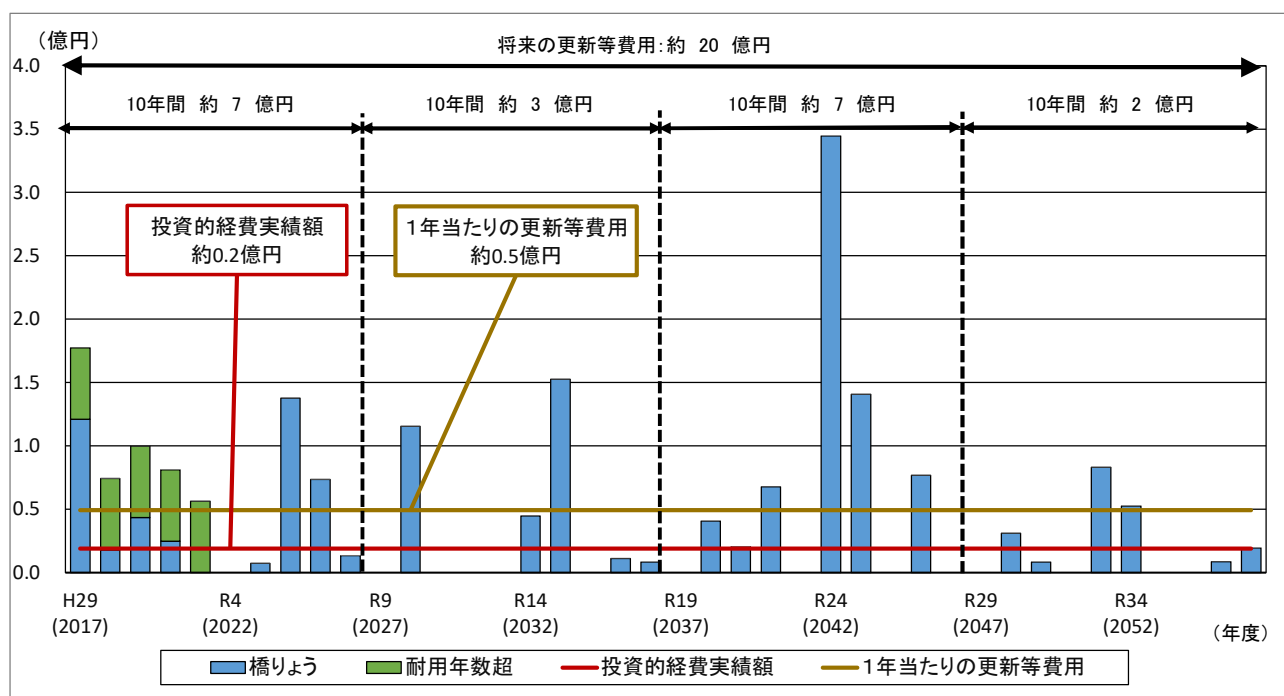
・平成29年度から令和38年度の40年間で処理（更新費を40年間で均等に振分け）

◆耐用年数を超過している橋りょう

・試算時点で更新年数を既に経過している場合：平成29年度から5年で処理（更新費を5年間で均等に振り分け）

表 4 橋りょうの投資的経費

年度	既存更新分 (千円)	新規整備分 (千円)	用地取得分 (千円)	合計 (千円)
平成23年度 (2011)	0	0	0	0
平成24年度 (2012)	0	0	0	0
平成25年度 (2013)	19,467	0	0	19,467
平成26年度 (2014)	40,176	0	0	40,176
平成27年度 (2015)	34,855	0	0	34,855
5ヶ年平均	18,900	0	0	18,900



※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

図 2 橋りょうの将来の更新等費用

③上水道

◆更新年数：40年

◆更新費用単価

・送水管 300mm 未満：100 千円/m

・配水管 200mm 未満：100 千円/m

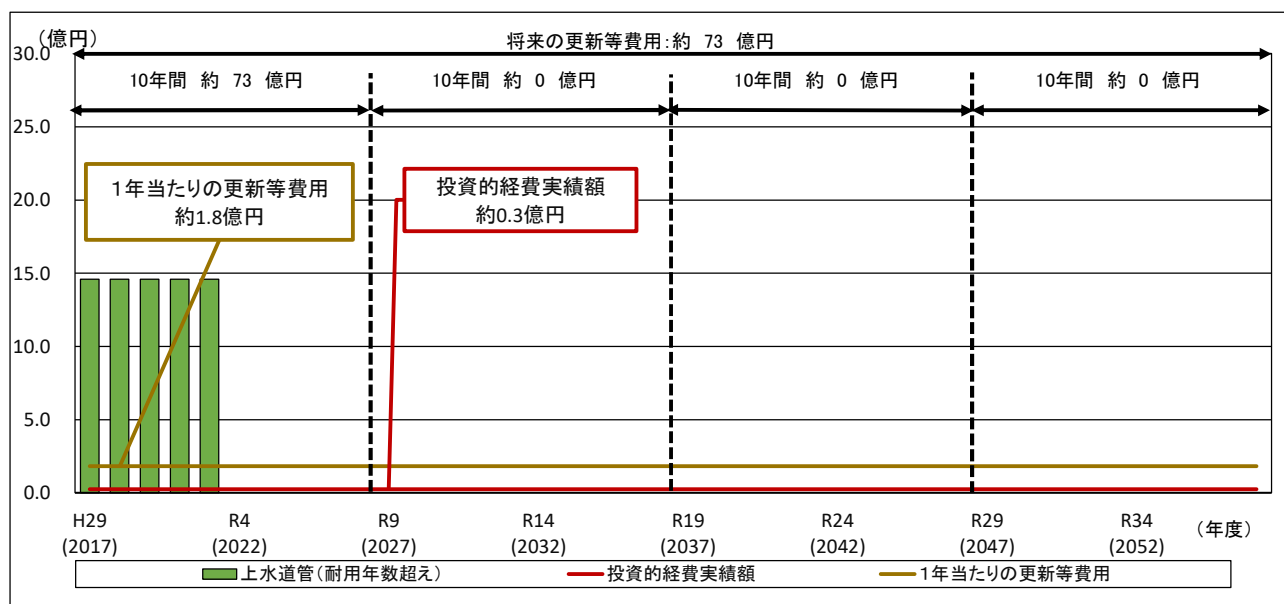
※「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用。

◆耐用年数を超えている上水道管

・試算時点で更新年数を既に経過している場合：平成 29 年度から 5 年で処理（更新費を 5 年間で均等に振り分け）

表 5 上水道の投資的経費

年度	既存更新分 (千円)	新規整備分 (千円)	用地取得分 (千円)	合計 (千円)
平成23年度 (2011)	2,267	0	0	2,267
平成24年度 (2012)	18,249	0	0	18,249
平成25年度 (2013)	8,244	0	0	8,244
平成26年度 (2014)	58,736	0	0	58,736
平成27年度 (2015)	39,964	0	0	39,964
5ヶ年平均	25,492	0	0	25,492



※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

図 3 上水道の将来の更新等費用

④簡易水道

◆更新年数：40年

◆更新費用単価

・送水管 300mm 未満：100 千円/m

・配水管 200mm 未満：100 千円/m

※「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用。

◆耐用年数を超えている上水道管

・試算時点で更新年数を既に経過している場合：平成 29 年度から 5 年で処理（更新費を 5 年間で均等に振り分け）

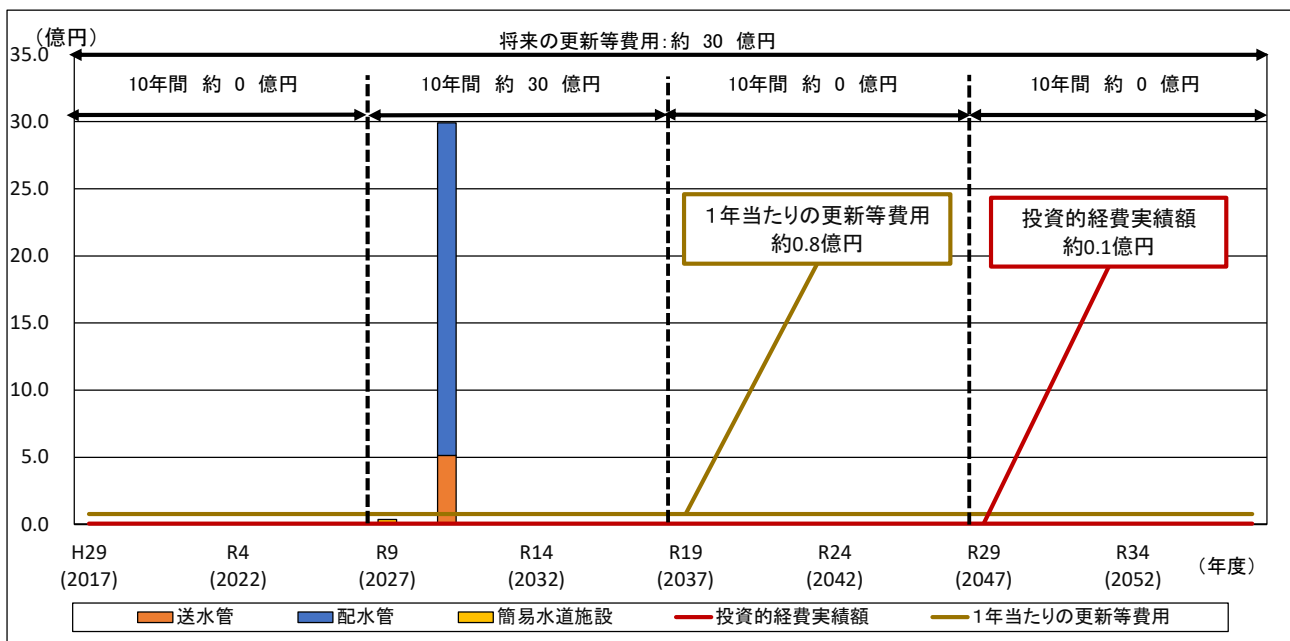
◆簡易水道施設

・建築後 60 年で更新、30 年で大規模改修を実施

・更新費用、大規模改修費用の単価は、「公共施設等更新費用試算ソフト」の 36 万円/m²、20 万円/m²を採用

表 6 簡易水道の投資的経費

年度	既存更新分 (千円)	新規整備分 (千円)	用地取得分 (千円)	合計 (千円)
平成23年度 (2011)	5,567	0	0	5,567
平成24年度 (2012)	7,238	0	0	7,238
平成25年度 (2013)	869	0	0	869
平成26年度 (2014)	13,921	0	0	13,921
平成27年度 (2015)	0	0	0	0
5ヶ年平均	5,519	0	0	5,519



※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

図 4 簡易水道の将来の更新等費用

⑤農業集落排水

◆更新年数：50年

◆更新費用

- ・総延長を更新年数で割った延長を1年間の更新量と仮定し、更新費用単価を乗じることにより更新費用を試算

◆更新費用単価

- ・124千円/m

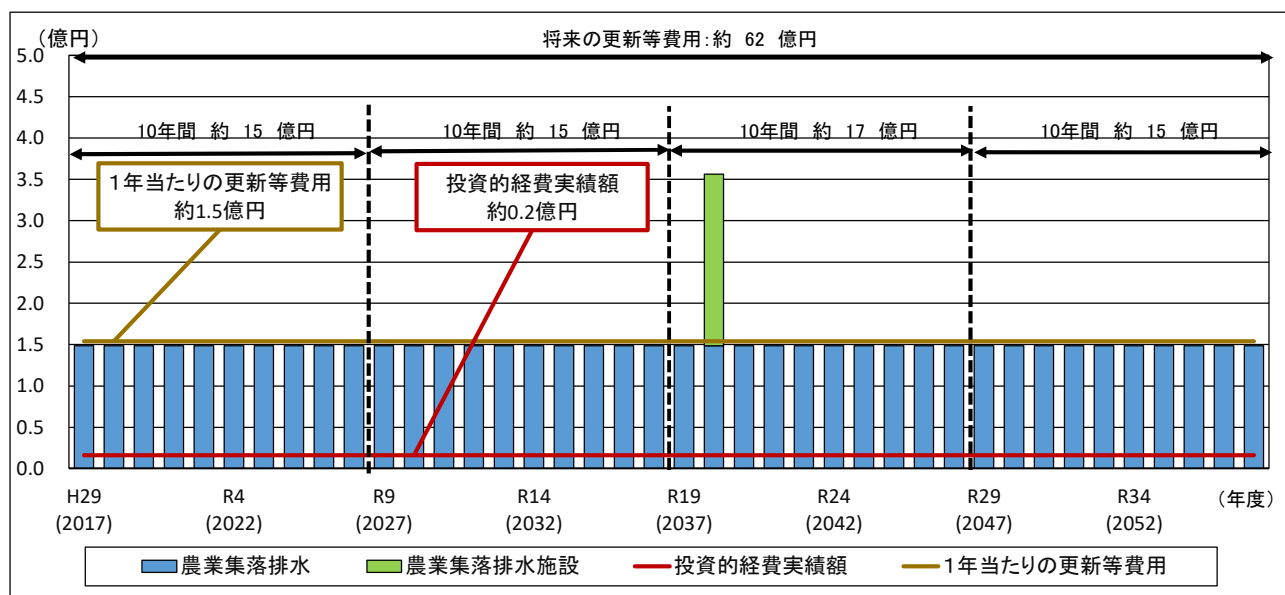
※「公共施設等更新費用試算ソフト」の下水道の単価を採用。

◆農業集落排水施設

- ・建築後60年で更新、30年で大規模改修を実施
- ・更新費用、大規模改修費用の単価は、「公共施設等更新費用試算ソフト」の36万円/m²、20万円/m²を採用

表 7 農業集落排水の投資的経費

年度	既存更新分 (千円)	新規整備分 (千円)	用地取得分 (千円)	合計 (千円)
平成23年度(2011)	6,887	0	0	6,887
平成24年度(2012)	19,750	24,591	0	44,341
平成25年度(2013)	3,328	0	0	3,328
平成26年度(2014)	35,618	0	0	35,618
平成27年度(2015)	15,919	1,296	0	17,215
5ヶ年平均	16,300	5,177	0	21,478



※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

図 5 農業集落排水の将来の更新等費用

⑥公共下水道

◆更新年数：50年

◆更新費用単価

・「公共施設等更新費用試算ソフト」の下水道の単価を採用

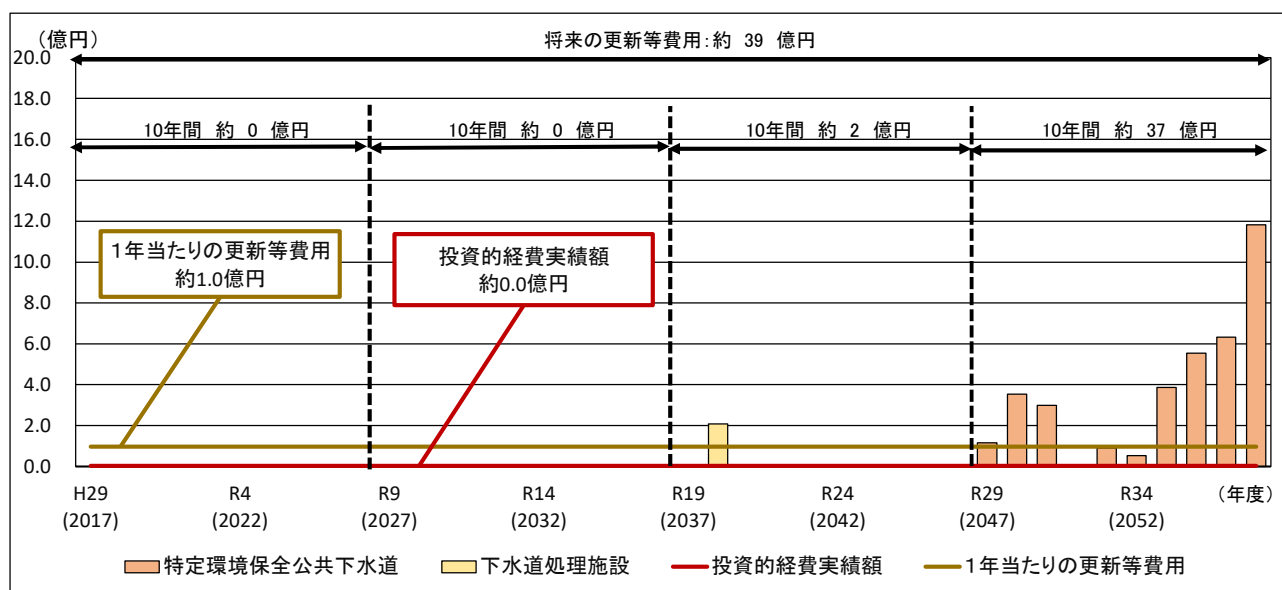
◆下水道施設

・建築後60年で更新、30年で大規模改修を実施

・更新費用、大規模改修費用の単価は、「公共施設等更新費用試算ソフト」の36万円/m²、20万円/m²を採用

表 8 公共下水道の投資的経費

年度	既存更新分 (千円)	新規整備分 (千円)	用地取得分 (千円)	合計 (千円)
平成23年度(2011)	384	35,499	0	35,883
平成24年度(2012)	1,521	125,176	0	126,697
平成25年度(2013)	5,643	201,042	0	206,685
平成26年度(2014)	5,637	218,838	0	224,475
平成27年度(2015)	81	54,696	0	54,777
5ヶ年平均	2,653	127,050	0	129,703



※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

図 6 公共下水道の将来の更新等費用

表 9 公共下水道の更新費用単価

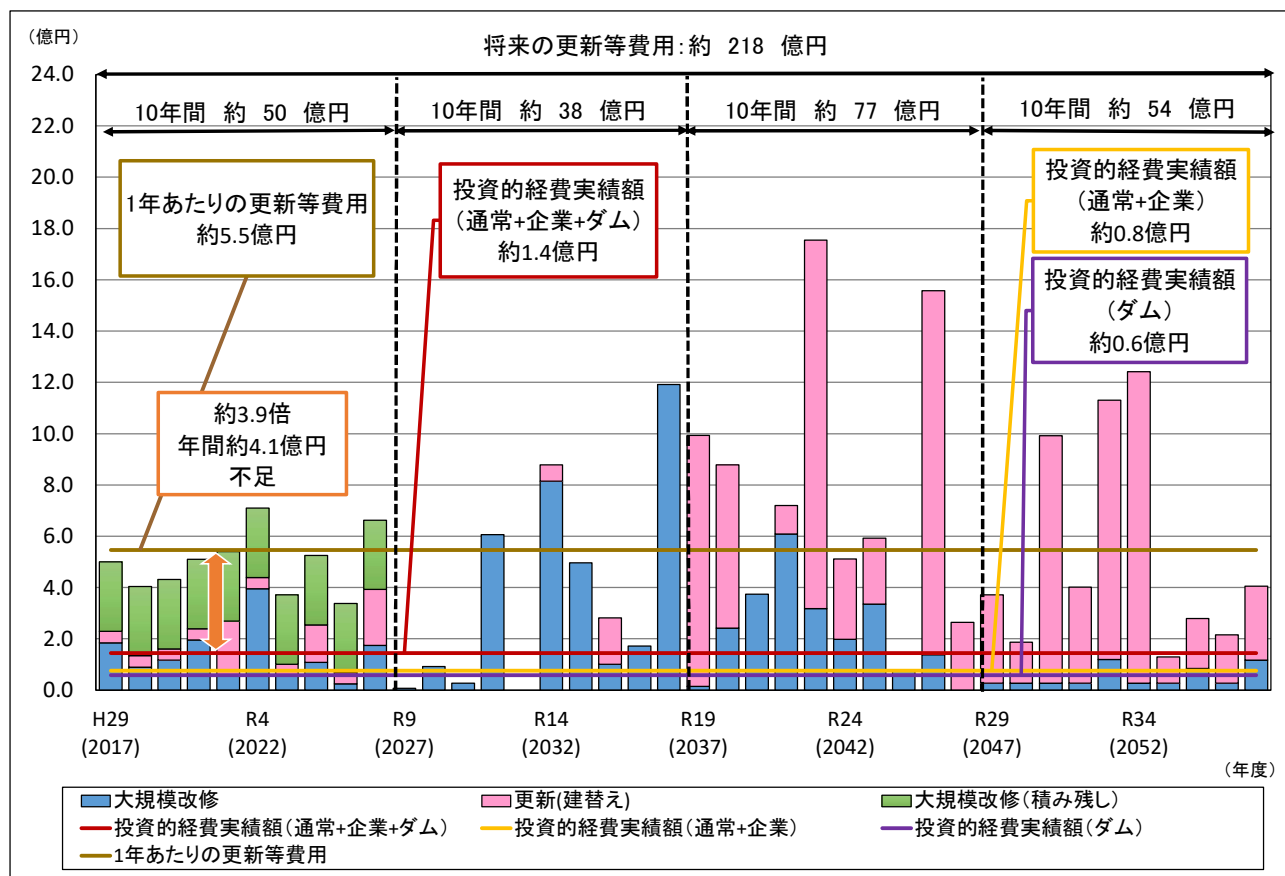
管種	更新単価 (千円/m)	備考
コンクリート管	124	更生工法を前提
陶管	124	
塩ビ管	124	
更生管	134	布設替えを前提

出典：公共施設等更新費用試算ソフト 仕様書

資料-2 計画策定当初の将来の更新等費用と充当可能な財源見込み

(1) 公共施設

計画策定時の公共施設をそのまま維持した場合、平成 29 年度から令和 38 年度までの 40 年間に、公共施設の更新等にかかる費用の合計は約 218 億円と推計されます。年平均では更新等費用が約 5.5 億円/年で、投資的経費実績額が約 1.4 億円/年であることから、約 4.1 億円/年が不足すると推計されます。



※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

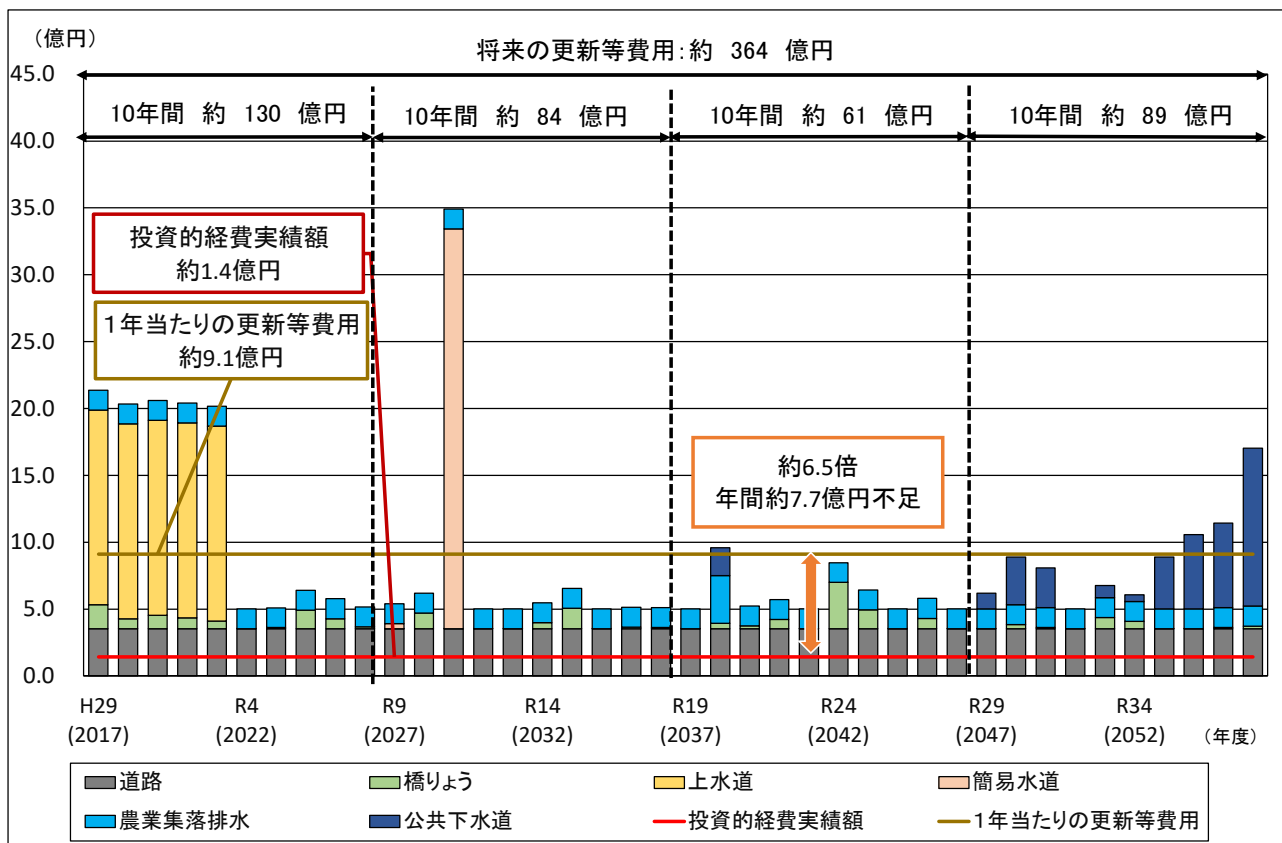
※「公共施設等更新費用試算ソフト」(総務省監修)により試算。

※投資的経費実績額: 平成 23 年度から平成 27 年度の既存更新分の 5 ヶ年平均。

図 7 公共施設の将来の更新等費用の推計 (策定時)

(2) インフラ資産

計画策定時のインフラ資産をそのまま維持した場合、平成 29 年度から令和 38 年度までの 40 年間に、インフラ資産の更新等にかかる費用の合計は約 364 億円と推計されます。年平均では更新等費用が約 9.1 億円/年で、投資的経費実績額が約 1.4 億円/年であることから、約 7.7 億円/年が不足すると推計されます。



※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

※「公共施設等更新費用試算ソフト」(総務省監修)により試算。

※投資的経費実績額: 平成 23 年度から平成 27 年度の既存更新分の 5 ヶ年平均。

図 8 インフラ資産の将来の更新等費用の推計 (策定時)

長野原町公共施設等総合管理計画

発行年月 平成 29 年 3 月 （改訂：令和 4 年 3 月）

発 行 長野原町

編 集 長野原町 総務課

〒 377-1392 群馬県吾妻郡長野原町大字長野原 1340-1

T E L : 0279-82-2244 (代表)

F A X : 0279-82-3115